

計画の前提

(1) 緑の基本計画とは

逗子市緑の基本計画は、都市緑地法第4条に規定される計画であり、緑地の適正な保全、緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するために策定するものです。

(2) 計画改定の背景と目的

逗子市は、青い海に面し、三方をみどり豊かな丘陵に囲まれた美しい都市です。

逗子市では1996年（平成8年）に逗子市緑の基本計画を策定し、その後、2006年（平成18年）に計画を改定し現在に至っています。

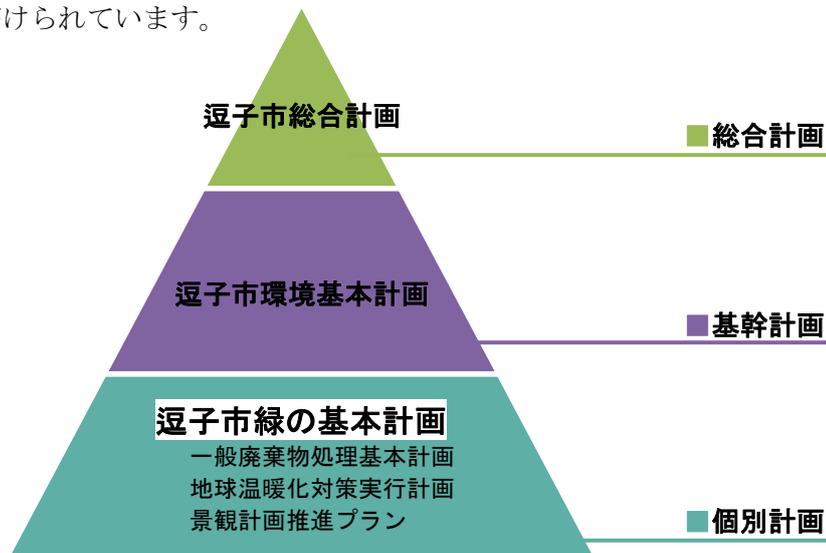
これまでのこの緑の基本計画に基づき、特別緑地保全地区の指定や公園・緑地のアダプト制度などの市民協働の取り組み、まちなかの緑化など、様々な取り組みを進めてきました。

一方で、改定後10年以上が経過し、2015年（平成27年）には上位計画である逗子市総合計画及び逗子市環境基本計画が改定されるとともに、2017年（平成29年）には根拠法である都市緑地法が改正されました。また、近年は地球温暖化の進行や地震・豪雨・台風への防災・減災対応、少子高齢化の進行など社会情勢の変化とともに、生物多様性の保全やみどりに対する市民ニーズの変化など、みどりを取り巻く状況は大きく変化しています。

このような中で、これまでの計画の成果を活かしつつ、新たな状況に適確に対応し、逗子市のみどり施策を総合的・計画的に展開するため、逗子市緑の基本計画を改定します。

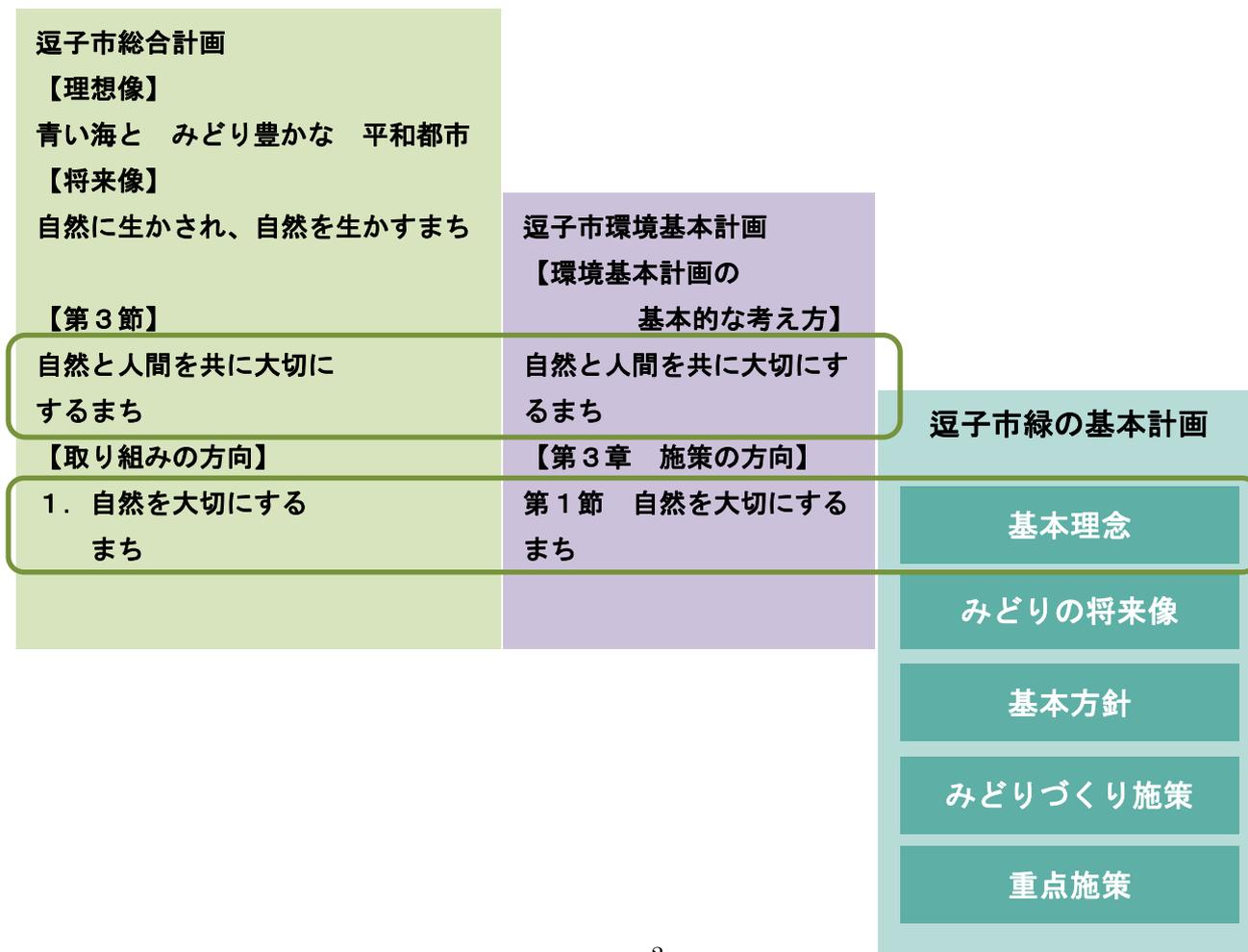
(3) 市全体における計画の位置づけ

逗子市緑の基本計画は、「逗子市総合計画」「逗子市環境基本計画」に基づく個別計画に位置づけられています。



(4) 上位計画と本計画の関係

逗子市緑の基本計画は、上位計画である逗子市総合計画の取り組み方向、逗子市環境基本計画の施策の方向「自然を大切にすまち」と基本理念を同じくしています。また、理念に基づき、みどりの将来像、基本方針、みどりづくり施策、重点施策を構成し、上位計画と一体となり、計画の推進を図ります。



(5) 計画の構成

逗子市緑の基本計画は、3部構成とします。

第1部基本構想については、本計画の目指すべき方向性を示す項目となっており、逗子市総合計画及び環境基本計画と連動した基本理念を設定し、これに基づき将来像、基本方針、目標水準、将来構造を定めています。

第2部みどりづくり施策は、本計画の中核となるみどりづくりの施策を示すとともに、重点的な取り組み、都市公園等の方針、緑地の保全を重点的に進める地区の方針、緑化推進を重点的に進める地区の方針、市民協働を重点的に進める方針を定めています。

第3部事業進行管理の部については、第2部みどりづくり施策の中で、特に重要な施策であるみどりづくりの重点施策について、その進行管理の方策を示します。

(6) 計画の期間

逗子市緑の基本計画は、2038年度（平成50年度）を目標とし、第1部基本構想は2018年度（平成30年度）から2038年度（平成50年度）までの21年間を計画期間とします。

第1部基本構想に示す将来像等を目指し、取り組みの具現化を図るため、第2部みどりづくり施策は、前期5年、中期8年、後期8年で見直しを進めます。また、第3部事業進行管理の部においては、4～5年間の事業計画を定め、4～5年ごとに見直しを進めます。

なお、上位計画である逗子市総合計画及び逗子市環境基本計画に内容の変更等があった場合は、逗子市緑の基本計画の内容についても必要に応じて、見直しを行うものとします。

逗子市緑の基本計画

第1部 基本構想 （21年間 2018年度-2038年度）

第2部 みどりづくり施策

前期5年

中期8年

後期8年

第3部 事業進行管理

第1期5年

第2期4年

第3期4年

第4期4年

第5期4年

(7) みどりの概況

① 逗子市の位置と概要

逗子市は、神奈川県東部の三浦半島の付け根に位置し、鎌倉市、横浜市、横須賀市、葉山町と境を接し、北、東、南の三方をみどり豊かな丘陵に囲まれ、西は青い海に向かって開けた形をしています。

東西 6.96km、南北 4.46km、周囲 2,120km で面積が 17.28 km²と、県内の市で最もコンパクトな市域に、JR横須賀線の駅が2つ、京浜急行線の駅が2つ、横浜横須賀道路逗子インターチェンジがあります。

東京まで1時間と利便性が高いにもかかわらず、海と山が身近に、豊かな自然環境が暮らしの一部として感じられるまちです。

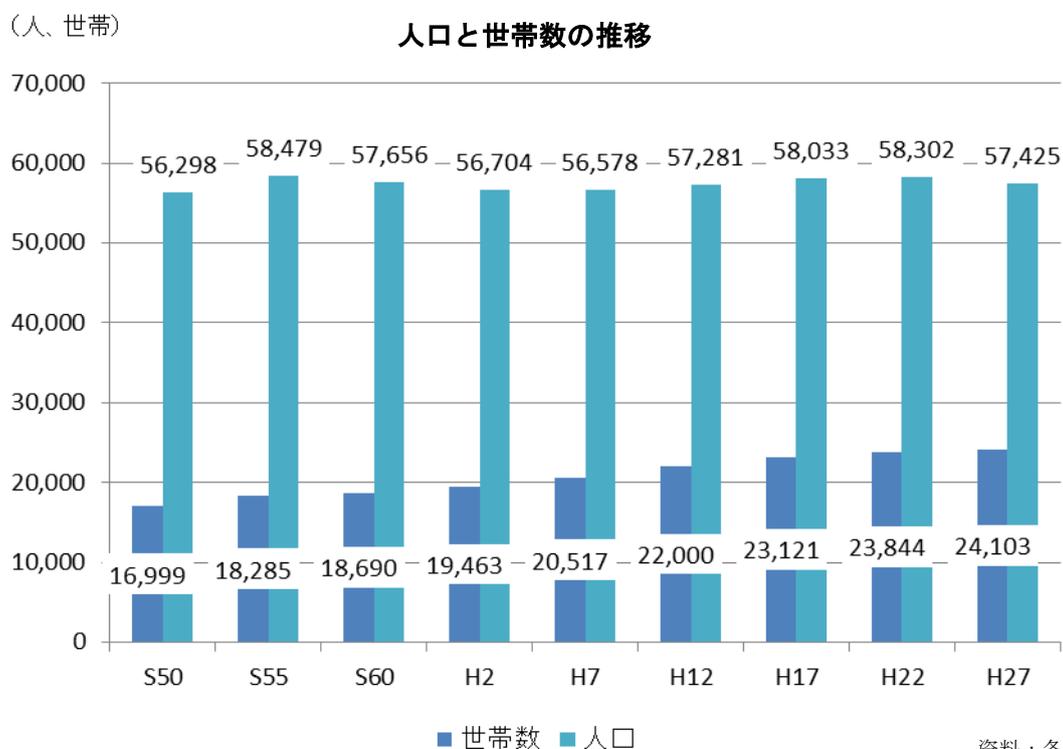
温暖な気候に加え、風光明媚な土地であることから、明治期から別荘地として栄え、現在も豊かな自然に囲まれた静かな住宅都市として歩んでいます。

逗子市の位置と概要



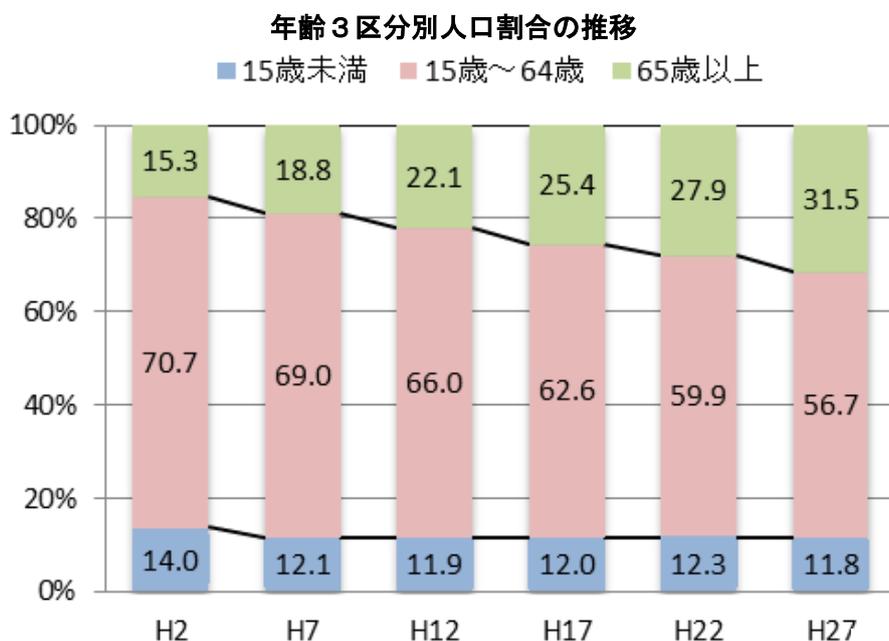
②人口・年齢構成

2015年（平成27年）の国勢調査では、逗子市の総人口は57,425人、世帯数は24,103世帯です。1975年（昭和50年）以降の、横ばい・ゆるやかな減少傾向から、2000年（平成12年）以降、再び少しずつ増加する傾向にありましたが、2010年（平成22年）をピークに減少に転じました。また、世帯数は、核家族化等を背景に現在も増加傾向にあります。



資料：各年国勢調査

年齢3区分別人口では、15歳未満の若年人口が11.8%、15歳から64歳の生産年齢人口が56.7%、65歳以上の老年人口が31.5%となっています。高齢化率は年々高まり、25年前の1990年（平成2年）と比較して約2倍の31.5%と、ほぼ3人に1人が高齢者となっています。



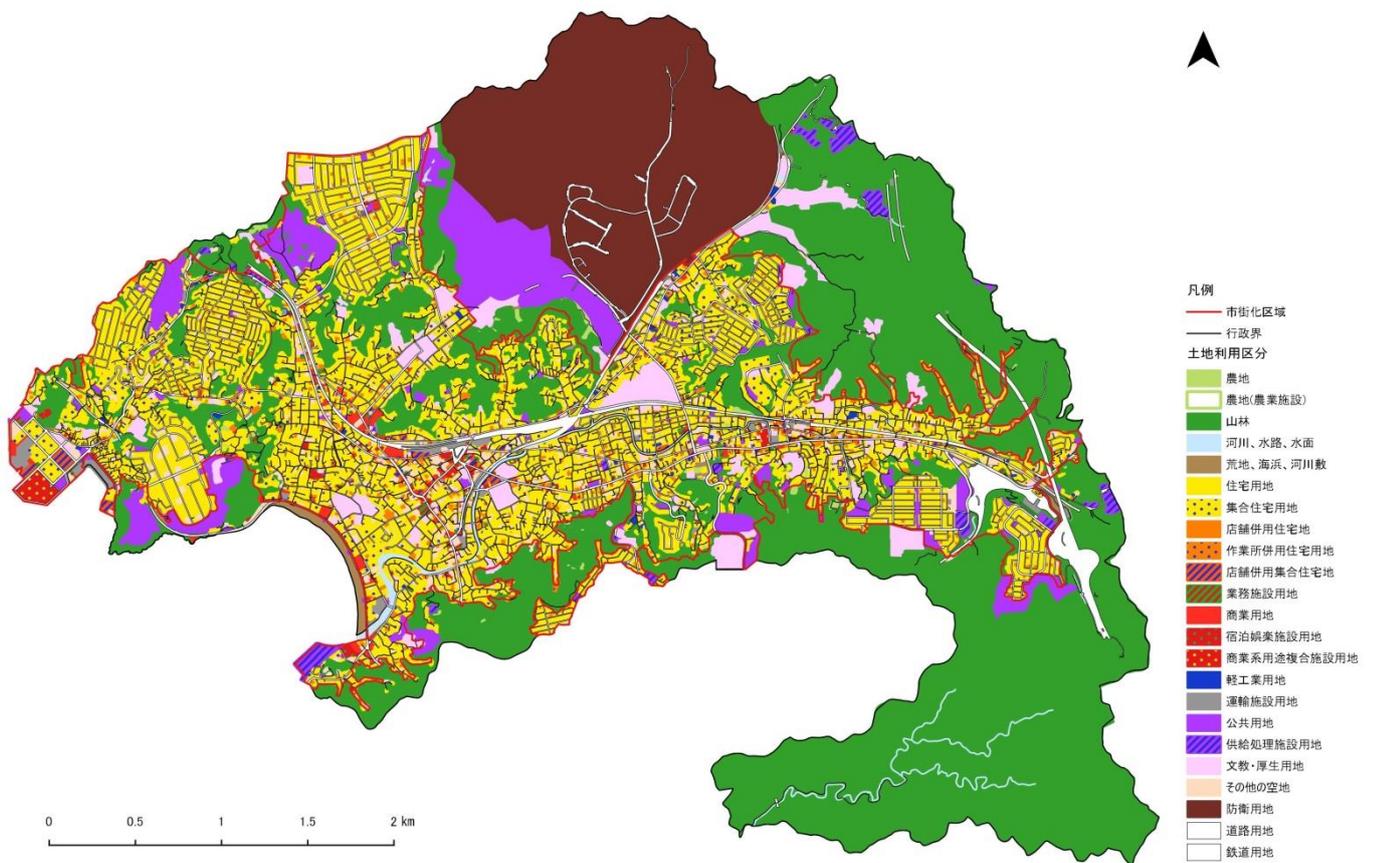
資料：各年国勢調査

③土地利用

逗子市の都市計画区域面積(行政面積)は2017年(平成29年)4月現在1,728haであり、そのうち市街化区域が832ha、市街化調整区域が896haとなっています。自然的土地利用は740.8ha(42.9%)、都市的土地利用は987.2ha(57.1%)となっています。

自然的土地利用のうち大部分の709.9haは山林で、そのうちの99%が傾斜地山林となっています。また、144.0ha(17.3%)と市街化区域内に山林が多いこと、農地が全体で0.6%と極端に少ないことが本市の特徴です。都市的土地利用では住宅用地が最も多く、都市的土地利用の4割以上を占め、住宅主体の都市であることがうかがえます。

土地利用現況図



資料：2016年(平成28年) 都市計画基礎調査

④緑地現況

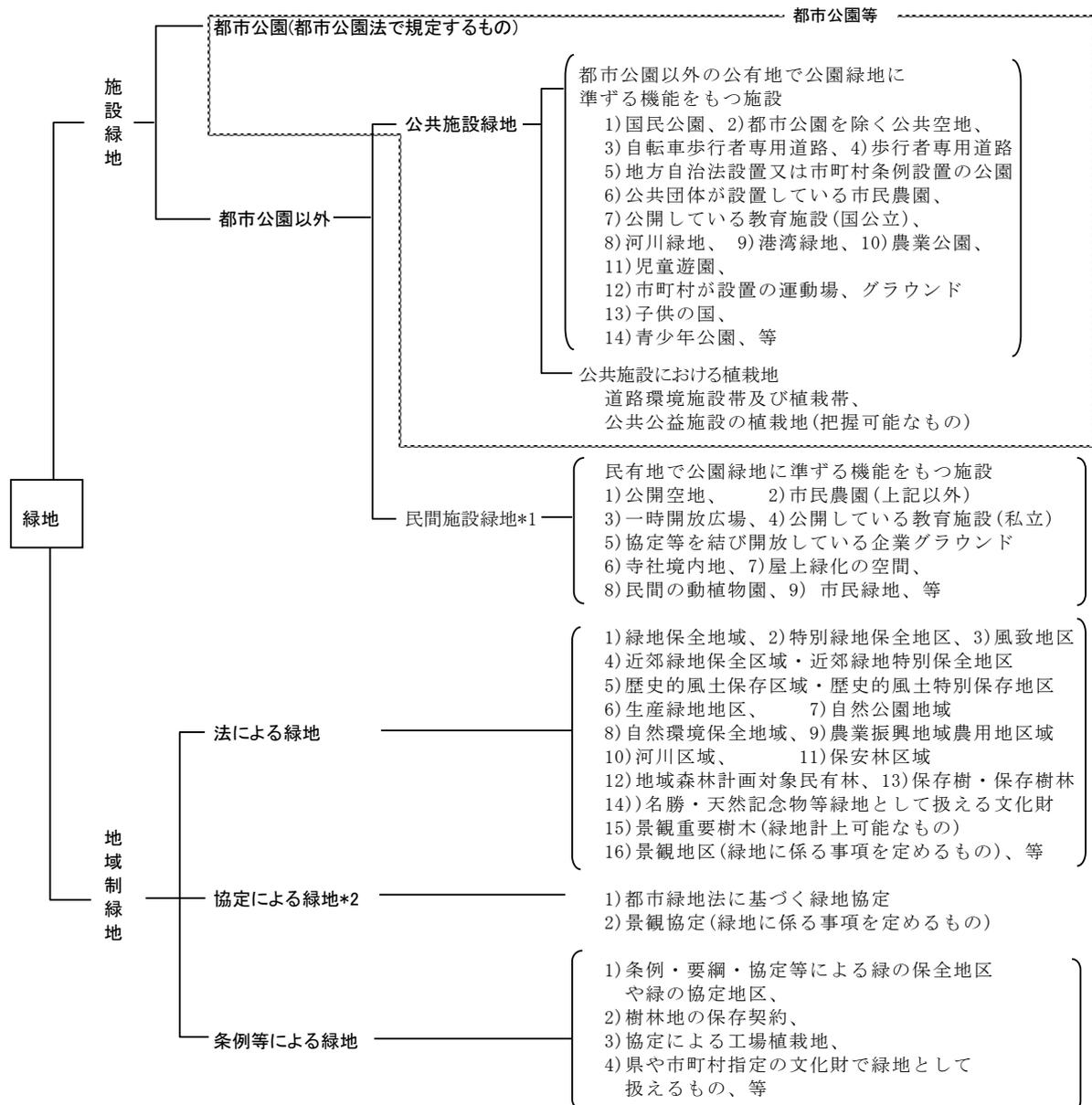
■緑地とは

逗子市緑の基本計画では、以下の緑地の分類に示す緑地を整備、保全の対象とします。

施設緑地とは、公園・緑地、広場等、主に市民が施設を利用することを前提として緑地を位置づけます。都市公園とそれ以外のものがあり、都市公園以外で公園・緑地に準じた機能を持ち、公的に管理される緑地を公共施設緑地、また、私有地で公園・緑地に準じた機能を持つ緑地を民間施設緑地としています。

また、法や協定、条例等の法的な規制により、一定の区域のみどりを保全する緑地の制度を地域制緑地としています。

緑地の分類



注*1:民間施設緑地は、公開しているもの、500㎡以上の一団となった土地で建ぺい率が

おおむね20%以下のもの、永続性があるものとする。

注*2:面積算定をする場合は、植栽地面積等(協定により担保される緑化面積)を対象とする。

資料:「神奈川県緑の基本計画作成の手引き

(神奈川県都市公園課、1995年(平成7年)1月)」による

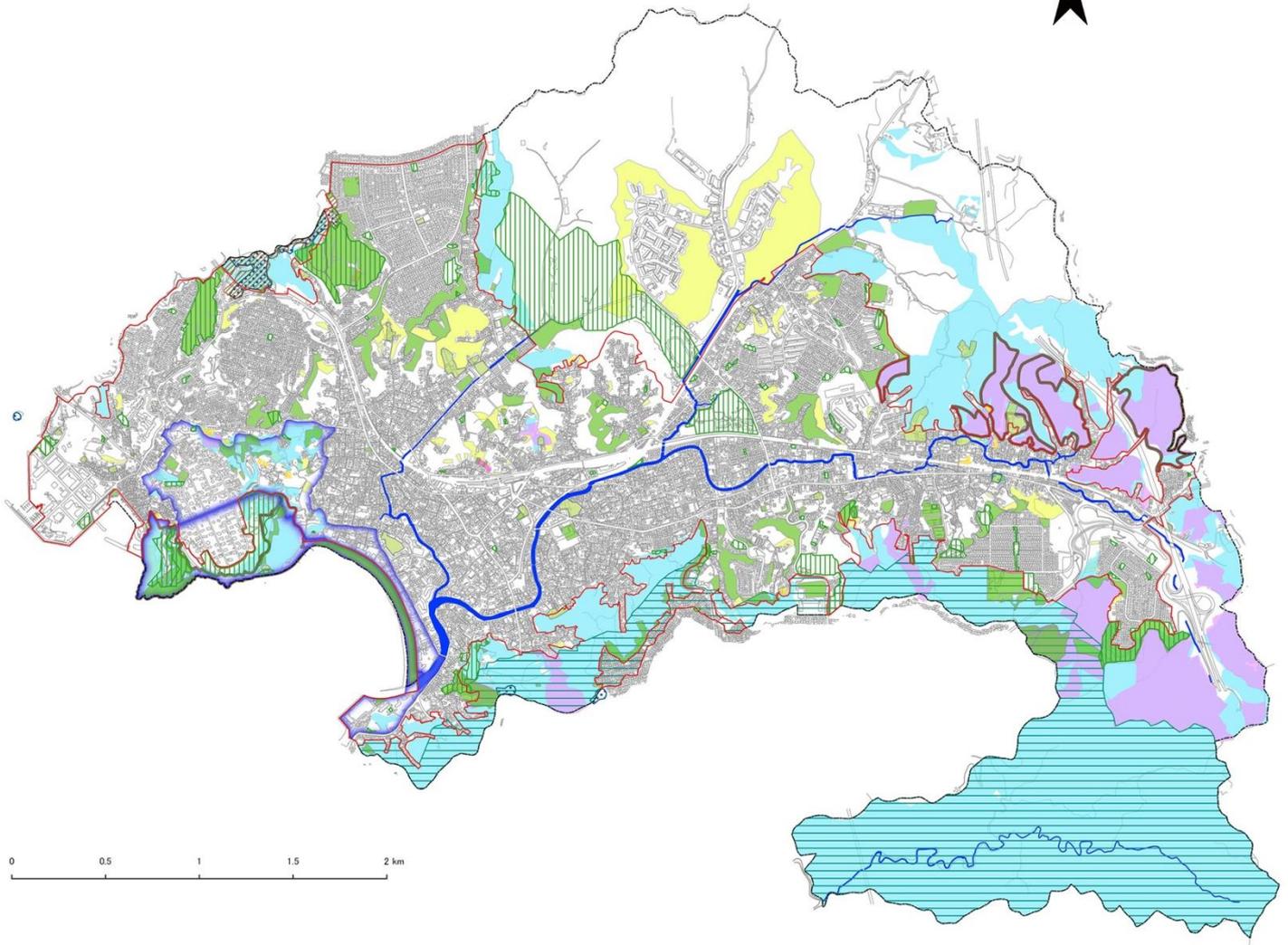
ただし、2004年(平成16年)以降の都市緑地法改正及び景観法の施行に合わせて、一部の名称の修正と緑地の追加をしました。

本市における、2017年（平成29年）3月現在の緑地分類別緑地現況は下表のとおりで、施設緑地が165.84ha、地域制緑地が638.40haで、重複等を除外した緑地総計は759.29ha、行政区域面積に対する緑地率は43.9%となっています。

緑地現況集計結果（暫定値）

| 緑地分類 | | 緑地種別 | 箇所 | 面積(ha) | ㎡/人 | 緑地率 | | |
|---------------|---------------------|----------------|------------------------|-----------------|--------|--------|-------|------|
| 施設緑地 | 都市公園 (都市計画公園含む) | 住区基幹公園 | 街区公園 | 71 | 9.87 | 1.73 | 0.6% | |
| | | | 近隣公園 | 3 | 7.10 | 1.25 | 0.4% | |
| | | | 地区公園 | 2 | 15.00 | 2.63 | 0.9% | |
| | | 都市基幹公園 | 総合公園・運動公園 | - | - | - | - | |
| | | 基幹公園計 | 76 | 31.97 | 5.61 | 1.9% | | |
| | 特殊公園 | 風致公園 | 2 | 8.34 | 1.46 | 0.5% | | |
| | 都市緑地等 (都市計画緑地含む) | 都市緑地 | - | - | - | - | | |
| | | 都市林 | 7 | 49.85 | 8.75 | 2.9% | | |
| | 都市公園等 | 都市公園計 | | 85 | 90.16 | 15.82 | 5.2% | |
| | | 公共施設緑地 | 都市公園以外で公園緑地に準じる機能を持つ施設 | 市条例設置の公園 | 1 | 1.80 | 0.32 | 0.1% |
| | | | | 児童遊園 | 7 | 0.95 | 0.17 | 0.1% |
| | | | | 運動施設 | 1 | 0.06 | 0.01 | 0.0% |
| | | | | 公共団体が設置している市民農園 | 6 | 0.45 | 0.08 | 0.0% |
| | | | | 公開している教育施設（公立） | 11 | 13.09 | 2.30 | 0.8% |
| | | | | 行政財産 | 1 | 0.07 | 0.01 | 0.0% |
| | | | | 市有緑地（緑政課管理） | 2 | 44.29 | 7.77 | 2.6% |
| | | 公共公益施設における植栽地等 | 道路環境施設帯及び植栽帯 | 16 | 0.16 | 0.03 | 0.0% | |
| その他公共公益施設の植栽地 | | | 16 | 6.14 | 1.08 | 0.4% | | |
| 公共施設緑地計 | | 61 | 67.01 | 11.76 | 3.9% | | | |
| 都市公園等計 | | | 146 | 157.17 | 27.57 | 9.1% | | |
| 民間施設緑地 | 民間施設緑地 | 民間の広場 | 1 | 0.05 | 0.01 | 0.0% | | |
| | | 社寺境内地 | 21 | 7.58 | 1.33 | 0.4% | | |
| | | 民間教育施設 | 2 | 1.04 | 0.18 | 0.1% | | |
| 民間施設緑地計 | | | 24 | 8.67 | 1.52 | 0.5% | | |
| 施設緑地計 | | | 170 | 165.84 | 29.09 | 9.6% | | |
| 地域制緑地 | 法による緑地 | 都市計画決定のある緑地 | 特別緑地保全地区 | 1 | 0.38 | 0.07 | 0.0% | |
| | | | 風致地区（※決定面積90.2ha） | 2 | 62.16 | 10.91 | 3.6% | |
| | | | 生産緑地地区 | 11 | 1.31 | 0.23 | 0.1% | |
| | | | 都市計画決定のある緑地計 | 14 | 63.85 | 11.20 | 3.7% | |
| | その他法による緑地 | その他法による緑地 | 近郊緑地保全区域 | 1 | 281.33 | 49.36 | 16.3% | |
| | | | 自然環境保全地域 | 2 | 35.00 | 6.14 | 2.0% | |
| | | | 歴史的風土保存区域 | 1 | 6.80 | 1.19 | 0.4% | |
| | | | 河川区域 | 4 | 10.27 | 1.80 | 0.6% | |
| | | | 保安林区域 | 1 | 60.26 | 10.57 | 3.5% | |
| | | | 地域森林計画対象民有林 | 1 | 502.47 | 88.15 | 29.1% | |
| | | | 緑地と扱える文化財 | 3 | 5.52 | 0.97 | 0.3% | |
| | | | その他法による緑地計 | 13 | 901.65 | 158.18 | 52.2% | |
| | 法による緑地計 | | | 27 | 965.50 | 169.39 | 55.9% | |
| | 協定による緑地 | 緑地協定 | 4 | 3.40 | 0.60 | 0.2% | | |
| 協定による緑地計 | | | 4 | 3.40 | 0.60 | 0.2% | | |
| 条例等による緑地 | 条例等による緑地 | 保存契約による緑地 | 3 | 24.29 | 4.26 | 1.4% | | |
| | | その他条例等による緑地 | 2 | 49.27 | 8.64 | 2.9% | | |
| 条例による緑地計 | | | 5 | 73.56 | 12.91 | 4.3% | | |
| 地域制緑地 小計 | | | 36 | 1042.46 | - | - | | |
| 地域制緑地間の重複 | | | | 404.06 | | | | |
| 地域制緑地計 | | | 36 | 638.40 | 112.00 | 36.9% | | |
| 施設・地域制間の重複 | | | | 44.95 | | | | |
| 緑地総計 | | | 206 | 759.29 | 133.21 | 43.9% | | |

公園緑地現況図



0 0.5 1 1.5 2 km

凡例

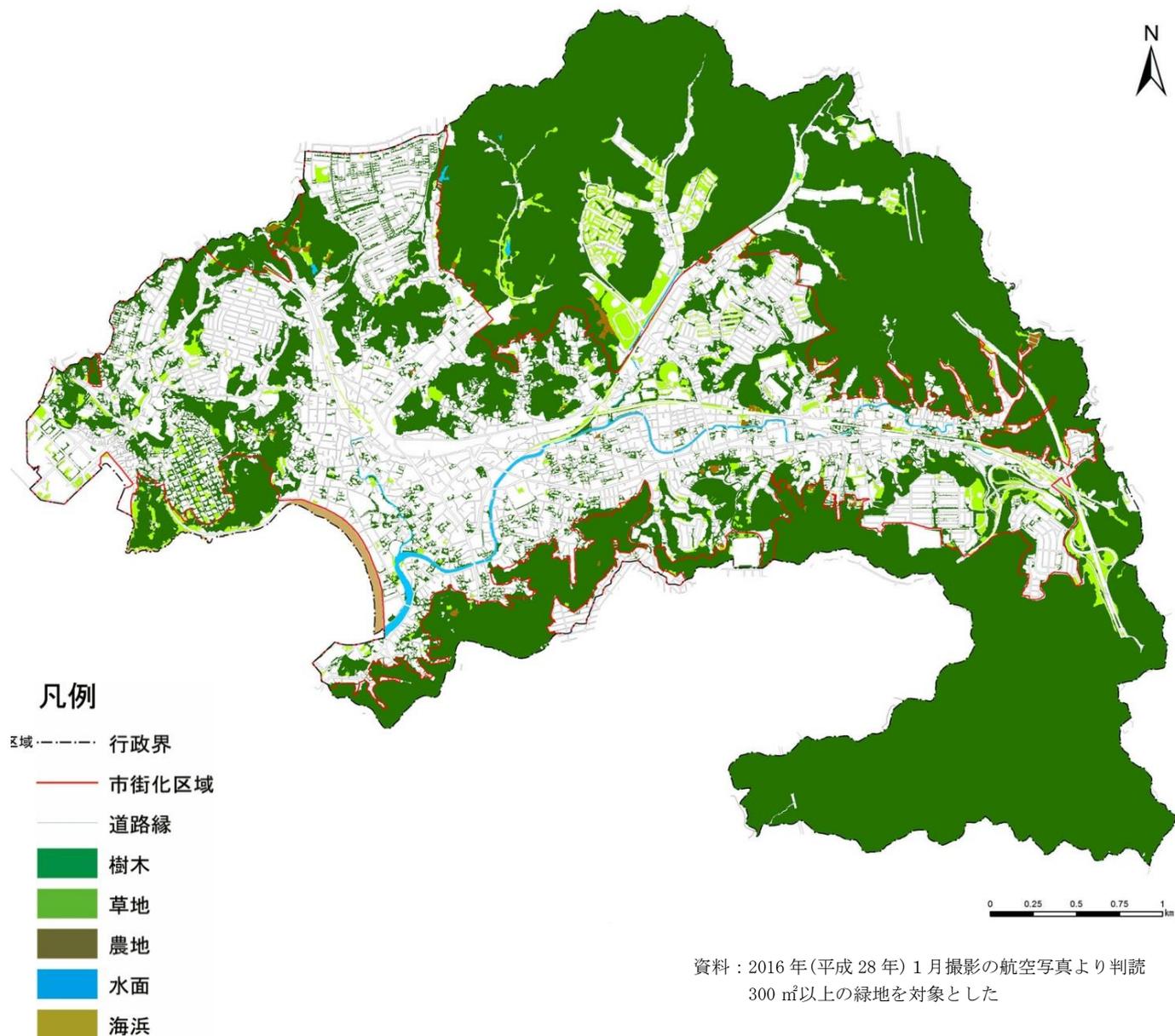
- | | |
|--------------|---------------|
| —— 市街化区域 | 生産緑地地区 |
| ----- 都市計画区域 | 自然環境保全地域 |
| ■ 住区基幹公園 | 水面・文化財 |
| ■ 公共施設緑地 | 民有林 |
| ■ 民間施設緑地 | 協定 |
| ■ 特別緑地保全地区 | その他条例等によるもの |
| ■ 近郊緑地保全区域 | ● その他条例等によるもの |
| ■ 第4種風致地区 | ■ 緑政課保有緑地 |
| ■ 第1種風致地区 | ■ 保存樹林 |
| ■ 歴史的風土保存区域 | ■ 保安林 |

⑤緑被現況

2016年(平成28年)に実施した緑被現況調査では、市全体での緑被面積は1089.71ha、緑被率は63.1%です。市街化区域における緑被率は31.3%、市街化調整区域における緑被率は92.6%となりました。

緑被の分布状況を見ると、樹林地は、二子山や神武寺、池子などの山林に広く分布するほか、久木や山の根、桜山など市街地に連なる斜面地などにも多く見られます。草地は、逗子インターチェンジ周辺や池子住宅団地、野球場や運動公園等にみられます。また、市街地内にも公共施設緑地や庭などの緑被地が点在しています。

H28 緑被現況図



【広域】

2007年（平成19年）に国土交通省により整備された首都圏緑被分布図から広域的緑の状況を見ると、本市の骨格のみどりは、三浦市から葉山町、横須賀市にわたり連続する三浦半島丘陵部のみどりと、多摩丘陵より連なる横浜市から連続するみどりと、歴史的な資源とともに鎌倉市から連続するみどりを有しています。

広域的な緑被分布図



資料：以下に行政界や市名称を加筆

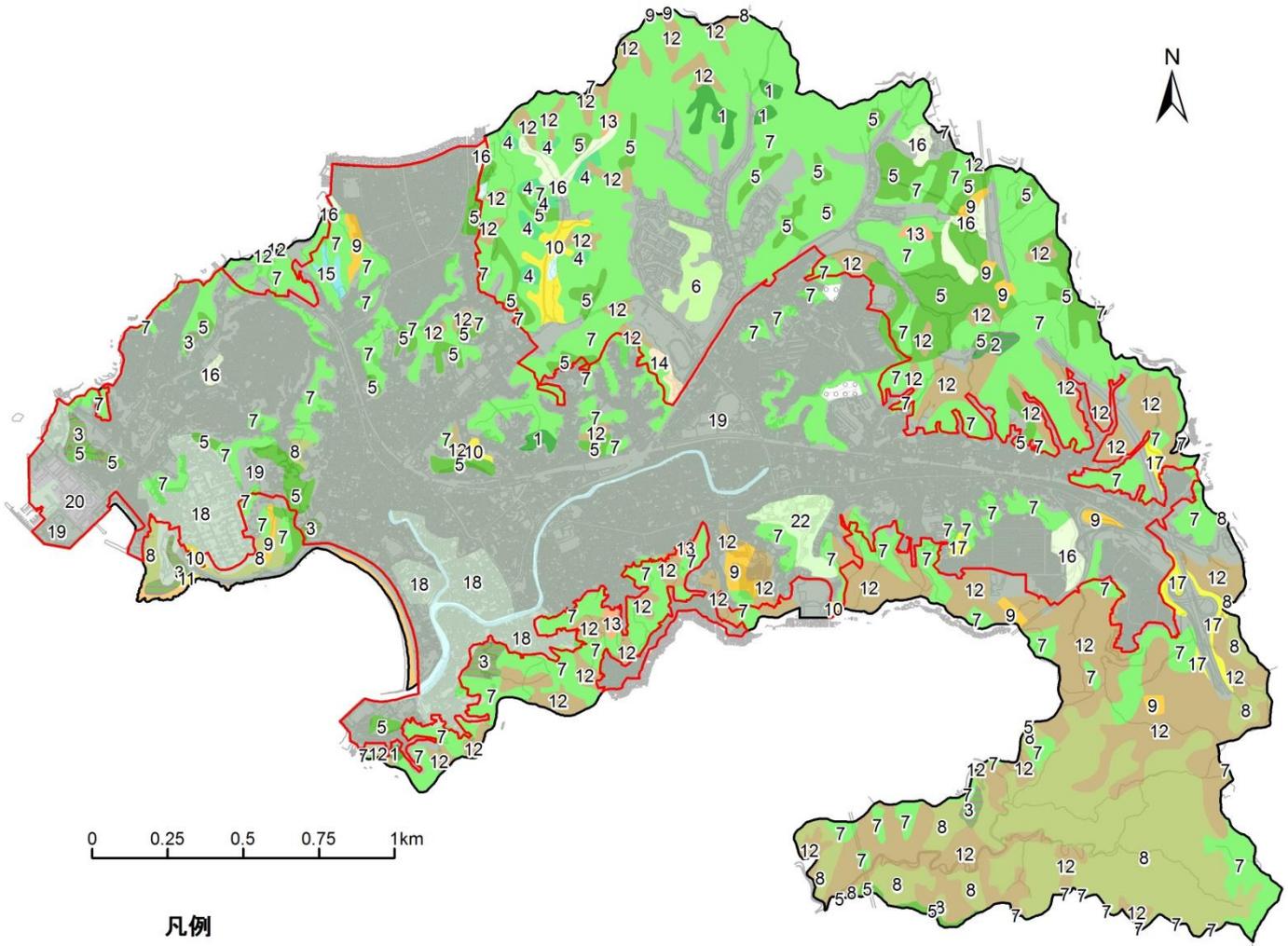
緑被分布図,国土交通省都市・地域整備局,2007
緑被分布図は、国土地理院長の承認を得て、同院の技術資料D・1-No.393「細密数値情報(10mメッシュ土地利用)首都圏」を利用し作成したものである。(承認番号 国地企調第376号平成20年1月4日)
この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図5000(土地利用)及び数値地図2500(空間データ基盤)を使用したものである。(承認番号平19総使、第450号)
衛星画像で解析できない範囲※：元データ (株) デジタル・アース・テクノロジー 所有
衛星画像で解析できない範囲以外：元データ ©CNES2005/Tokyo Spot Image Distribution
※衛星画像で解析できない範囲は凡例色を赤系統で表示

⑥生物多様性の状況

■植生

環境省による自然環境保全基礎調査に基づく植生図によると、逗子市では、大崎に海岸断崖地植生のイソギクハチジョウススキ群集が見られるほか、ヤブコウジースダジイ群集、イノデータブノキ群集、イロハモミジケヤキ群集などの自然林が存在しています。樹林地のうち、最も大きな面積を占めるのは、落葉広葉樹の二次林オニシバリコナラ群集で、スギ・ヒノキ・サワラ植林地がそれに次いでいます。

植生図



凡例

— 市街化区域

— 行政界

常緑広葉樹林

1. ヤブコウジースダジイ群集

2. ホソバカナワラピースダジイ群集

3. イノデータブノキ群集

4. イロハモミジケヤキ群集

5. シイ・カシ二次林

落葉広葉樹二次林

6. クヌギコナラ群集

7. オニシバリコナラ群集

8. アカメガシワーカラスザンショウ群集

9. 低木群落

10. ススキ群団

11. イソギクハチジョウススキ群集

12. スギ・ヒノキ・サワラ植林

13. 竹林

耕作地

14. 畑雑草群落

15. 放棄水田雑草群落

16. 路傍・空地雑草群落

牧草地・ゴルフ場・芝地

17. ゴルフ場・芝地

市街地等

18. 緑の多い住宅地

19. 市街地

20. 工場地帯

21. 造成地

22. 残存・植栽樹群をもった公園、墓地等

23. 自然裸地

24. 開放水域

資料：環境省 第6回・第7回自然環境保全基礎調査 植生調査 調査年度2000年(平成12年)

■重要な植物群落

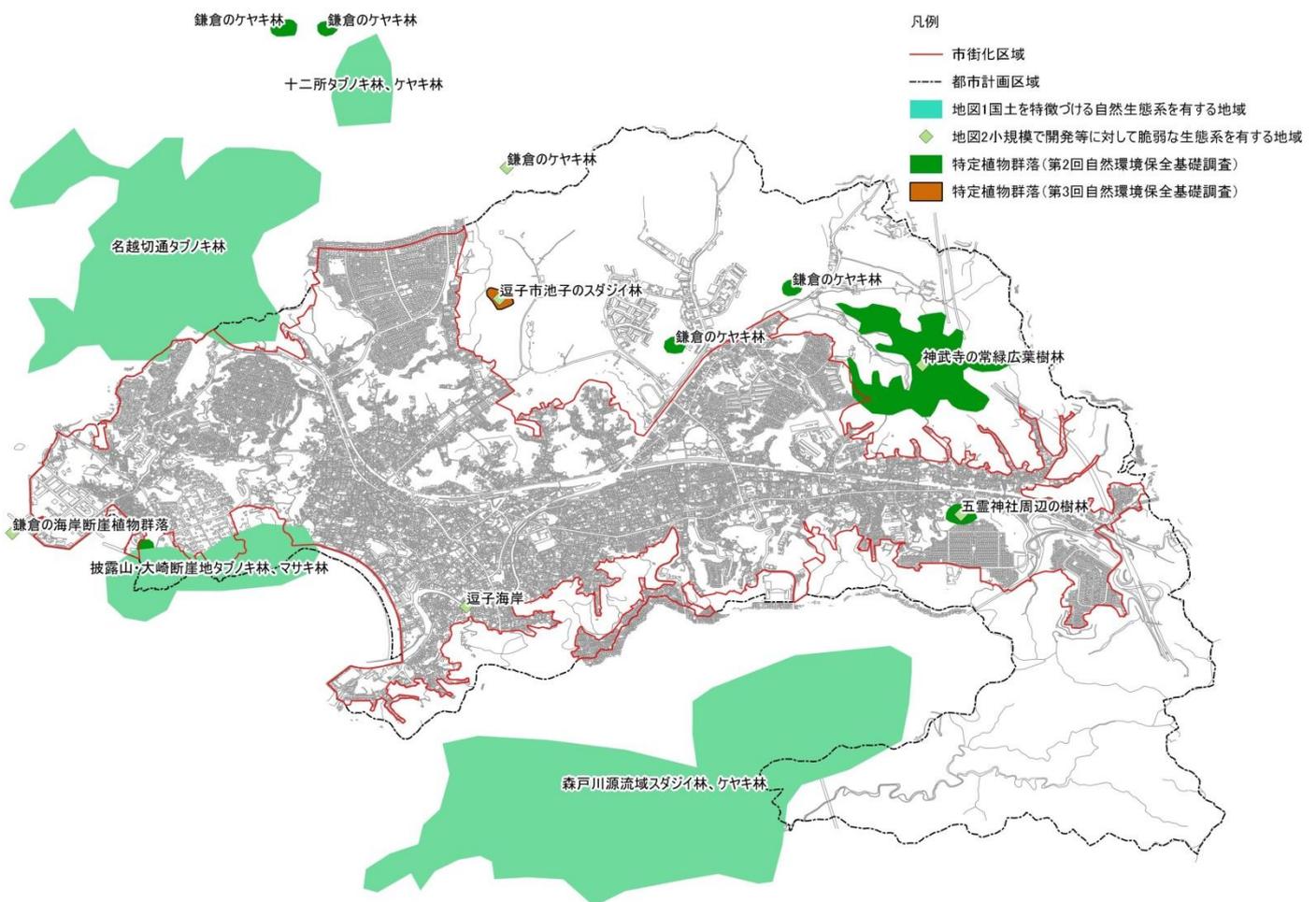
環境省の生物多様性カルテによると、生物多様性保全のための国土区分ごとの重要地域に名越切通タブノキ林と森戸川源流域スタジイ林、ケヤキ林が選定されています。

重要地域とは日本の多様な生態系を保全するため生物学的特性から国土を10地域に区分した国土区分ごとに、注目すべき生態系（区域ごとの生物学的特性を示す陸域の生態系）として環境省が全国396地域を整理し、2001年度（平成13年度）に公表したものです。

名越切通タブノキ林と森戸川源流域スタジイ林、ケヤキ林は重要地域A（その地域で見られる代表的な自然植生）に該当しています。

また、環境省による特定植物群落調査では、学術上重要な群落、保護を要する群落等がリストアップされていますが、神武寺の常緑広葉樹林、鎌倉のケヤキ林、鎌倉の海岸断崖植物群落、五霊神社周辺の樹林、逗子市池子のスタジイ林が選定されています。

生物多様性評価地図



資料：環境省 生物多様性評価地図 生物多様性カルテ及び自然環境保全基礎調査データより
朝日航洋(株)が作成・加工

■池子の森の自然環境

池子の森自然公園の整備にあたり、当該地区の自然環境について、以下のようにまとめられています。

池子の森一帯は、多摩丘陵が三浦丘陵へと続く地域にあり、首都圏においても比較的良質な緑地が残されています。池子の森の北には、横浜市金沢自然公園の森、南東には神武寺・鷹取山・二子山、さらに三浦丘陵で最も標高が高い大楠山（241m）へと続いています。これらの横浜市南部から葉山町、横須賀市に広がる緑地は、大都市に近いこともあり、自然を求めて多くの人々が一年を通じて訪れています。

また、樹林は旧日本海軍による接收前までは、地域の人たちにより里山として利用されていましたが、接收後約80年間にわたり、人の手が加えられなかったことにより、現在では二次林となっています。この樹林は、自然林への遷移過程にあり、そのため他の地域では見られないような巨木化した落葉樹など、逗子市内の他の樹林とは異なる、比較的自然度の高い林相が見られます。このようなことから、市民にとって貴重な緑地であると言えます。

具体的には、尾根部にはスダジイを中心とする常緑広葉樹林、尾根の斜面部には、タブ林やイロハモミジ・ケヤキ林、さらにオニシバリ・コナラ林などの二次林が発達しています。特に、三浦半島では数少ないイロハモミジ・ケヤキ林がよく発達しています。

こうした自然林や二次林は、逗子市内だけでなく、関東地方にはあまり類を見ない自然回復地として重要であると考えられます。

さらに、動物にとっても重要な場所となっています。哺乳類5種、鳥類109種、昆虫類807種、クモ類117種、両生類2種、爬虫類11種などが生息しており、中でも鳥類は、逗子市全体で観察されている142種に対して、計画地では75%以上の109種が観察されています。（昭和62年（1987）横浜防衛施設局：環境影響予測評価書）これは、水辺、草地、森の藪、常緑広葉樹、広い森など、計画地の中に多様な環境が存在することで、多様な生き物の生息環境が形成されていると言えます。

このように、計画地の自然環境は非常に貴重で重要であるため、公園整備にあたっては、この自然環境にできるだけ影響を与えることのないよう、公園利用と自然環境保全とのバランスを考えながら、必要な整備をすることが大切です。

資料：（仮称）池子の森自然公園基本計画



資料：逗子市の植生：逗子市教育委員会

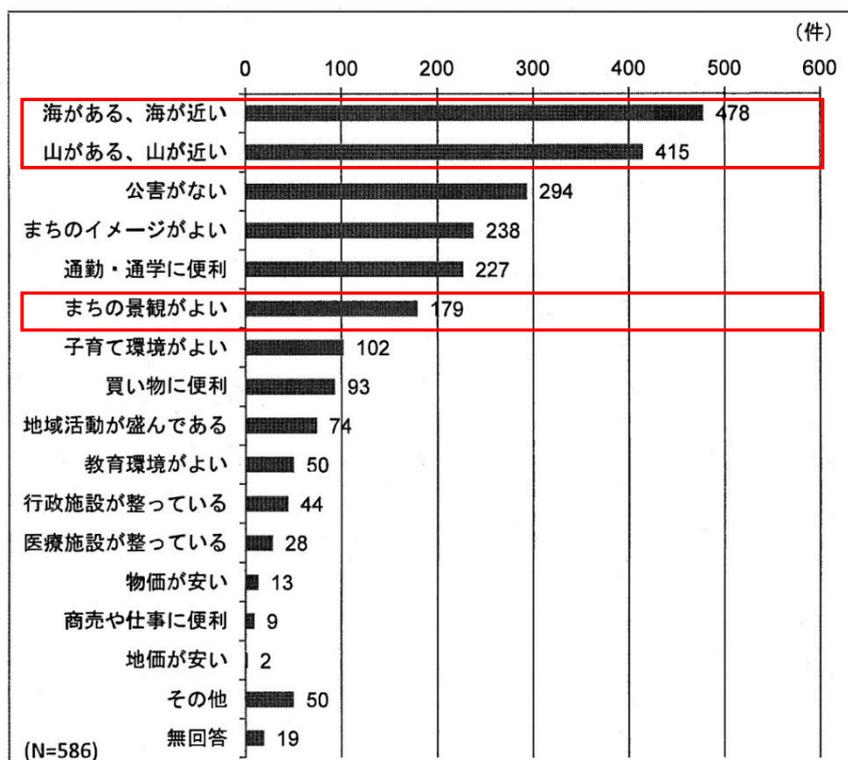
⑦市民ニーズ

近年、まちづくりに関する市民意識調査が2012年(平成24年)、2013年(平成25年)、2016年(平成28年)に実施されています。このなかで、特にみどりに関連性の深い項目について市民意向を整理します。

◆逗子市に対するイメージ

住んでいて良いと感じる事柄

「海がある、海が近い」が8割と最も多く、次に「山がある、山が近い」が7割となっています。その他のみどりに関する事柄は「まちの景観がよい」が挙がっています。
(複数回答)

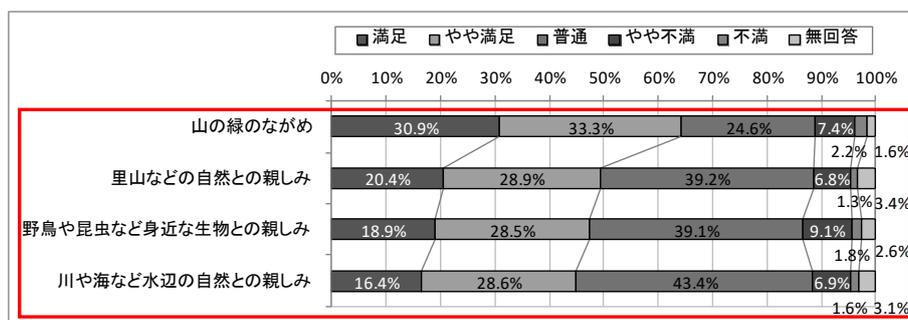


資料：逗子のまちづくりに関するアンケート調査 集計結果 (2016年(平成28年)10月 企画課)

◆身近な環境への意識

自然環境への満足度

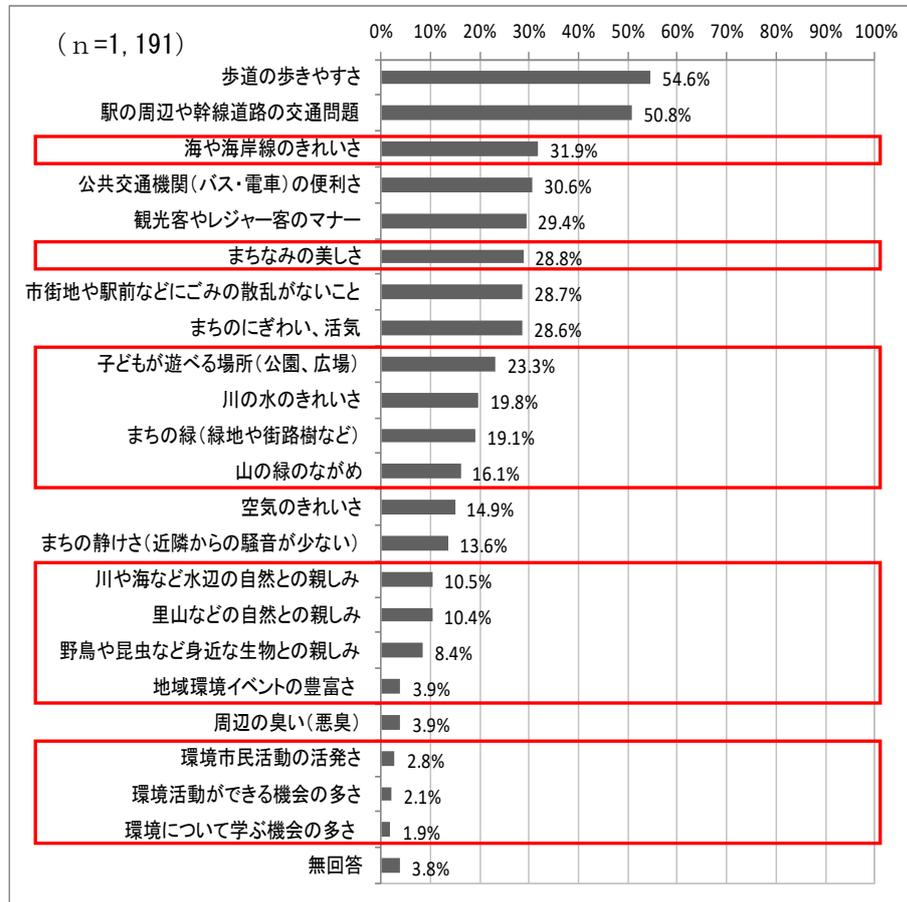
「山の緑のながめ」に関する満足度が、64.2%で最も多く、そのほかの項目についても、50%近くとなっています。



資料：逗子市環境基本計画の改訂に係る市民等意識調査 報告書(2013年(平成25年)7月 環境管理課)

◆市に重点的に取り組んでもらいたいこと

逗子市の環境について市に重点的に取り組んでもらいたい項目は、「海や海岸線のきれいさ」が31.9%、「まちなみの美しさ」が28.8%となっており、その他のみどりに関する取り組みは11項目が挙がっています。(複数回答)



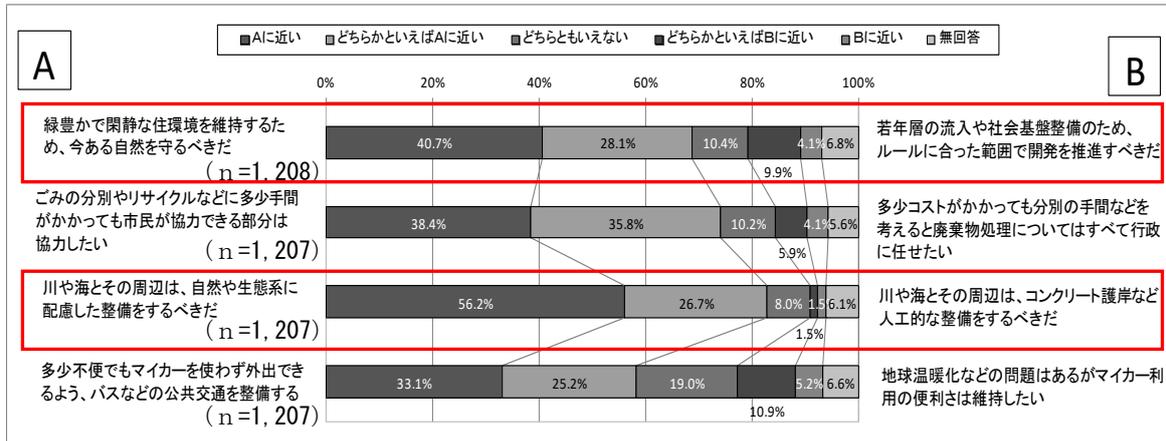
資料：逗子市環境基本計画の改訂に係る市民等意識調査 報告書(2013年(平成25年)7月 環境管理課)

◆市の将来の環境について望むこと

緑地については、「緑豊かで閑静な住環境を維持するため、今ある自然を守るべきだ」という考え方を支持する人が6割以上となっています。

河川や海の整備については、「川や海とその周辺は、自然や生態系に配慮した整備をするべきだ」という考え方について8割の人が支持しています。

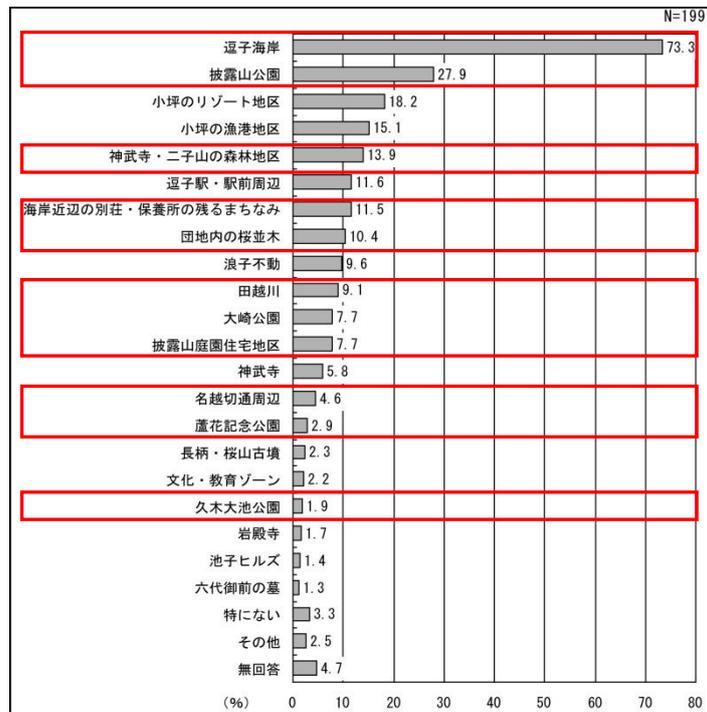
市の将来の環境について望むこと（18歳以上）



資料：逗子市環境基本計画の改訂に係る市民等意識調査 報告書(2013年(平成25年)7月 環境管理課)

◆逗子らしさを感じる風景や場所

「逗子海岸」が73.3%と最も多く、次いで「披露山公園」が27.9%となっています。その他のみどりに関する風景や場所は、「神武寺・二子山の森林地区」や「団地内の桜並木」など9箇所が挙げられています。(複数回答)



資料：まちづくりに関する市民意識調査 報告書(2012年(平成24年)3月 企画課)

⑧みどりの課題

みどりの現況やこれまでの動向、市民ニーズを踏まえるとともに、生物多様性への配慮、市民協働や景観施策の進展、少子高齢・人口減少社会の到来などの時代の要請を勘案し、本計画におけるみどりの課題を以下の通り整理します。

【みどりの保全】

緑地保全の担保性の向上と適切な維持管理

本市の緑地面積は 759.29ha であり、市域全体の 43.9% となっています。現行期間中の取り組みで池子の森自然公園・緑地や特別緑地保全地区を指定するなど、約 60ha の緑地を確保することができました。今ある緑地を維持するため、その緑地の状況に合わせた適切な保全策を講じることが必要です。

また、本市では広大な樹林地面積を有しており、適切な管理が大きな課題の一つとなっています。一方、名越緑地については、名越緑地里山の会とアダプト契約を結び、維持管理を進めているなどの取り組みが実施されています。市民参加による樹林地の維持管理について、他の樹林地についても取り組みを広げ、樹林地の状況に合わせた適切な管理を進めることが望まれます。

【緑化の推進】

まちなみデザイン返子との連携などによる、庭などの身近な緑化

緑被面積約 1,089.7ha に対して、公園・緑地現況調査における緑地面積は 759.29ha であることから、緑地としてはカウントされない個人の庭などの小さなみどりも本市のみどりにとっては非常に重要であると考えられます。

また、2014 年（平成 26 年）に市民との協働により作成された冊子「まちなみデザイン返子」は、本市の景観づくりの新たなガイドラインとなっており、その中でも市街地の緑化の手法などが多数紹介されています。これらと連携し、まちなかの緑化等について取り組みを進めていく必要があります。

【公園等の整備】

時代や市民ニーズに合わせた公園整備と適切なマネジメント

市民一人あたりの都市公園面積は 15.86 m²/人と、神奈川県 5.41 m²/人（2015 年度（平成 27 年度）末現在）と比較すると面積的には充足していますが、中心市街地に公園がほとんどないなど必ずしも十分な状態とはいえません。今後は現在の公園の配置状況や市民緑地等による補完等を勘案しつつ、公園の適切な配置を検討するとともに、三浦半島国営公園の誘致等について、引き続き関係機関と連携しつつ取り組む必要があります。

また、これまで整備してきた公園・緑地やその施設等については、老朽化の時期を迎え、公園長寿命化計画の推進を図るとともに、時代や市民のニーズに適確に対応した施設全体の再編・リニューアルなど、適切なマネジメントが求められます。

【みどりを取りまく社会動向への対応】

生物多様性の確保への配慮

池子や神武寺、森戸川源流域の広葉樹林は、学術的にも高く評価されており、首都圏に残る貴重な財産となっています。特に、池子の森自然公園は、自然度の高い樹林や多種多様な生き物の生育・生息が確認されていることから、自然環境保全に配慮した整備や公園利用がなされており、生物多様性確保の取り組みが進められています。

生物多様性基本法の成立や市民意識の高まりを受け、貴重な緑地を適切に保全するとともに、生物多様性に配慮したエコロジカルネットワークを確保していく取り組みが求められます。

【総合的なみどりの量及び質の確保】

みどりの量及び質の確保とネットワーク化の推進

地球温暖化の進行や大規模災害・局所的豪雨の頻発、ヒートアイランド現象の顕在化などの問題についての対応も求められており、逗子市環境基本計画と調和し、持続可能な都市づくりへの取り組みが必要です。

このような観点からも緑地の確保やネットワーク化などによるみどりの量的確保のみならず、みどりの持つ環境保全や防災機能等、多面的な機能の充実を図り、みどりの質的な向上を図ることが望まれます。

【みどりとの関わりや取り組み】

みどりづくりのための市民協働の一層の推進

本市では樹林地の維持管理などのみどりの保全、まちなかのみどりなどの緑化の推進、市民参加による公園の整備やアダプト制度を活用した維持管理等、様々な場面での市民参加が進められており、みどりづくりの大きな力となっています。

市民や市民団体、事業者等への情報提供や PR、協力体制の構築等について見直しを進め、今後も市民協働の一層の推進が求められます。

みどりに親しみ、学び、憩うなど、みどりとの多様なふれあいの機会づくり

みどり環境の維持や利活用は、様々な市民活動団体や事業者などの多くの市民に支えられ、市民参加による樹林地や公園・緑地の維持管理や生き物の観察会の実施など、多様な市民活動が展開されています。また、自然とのふれあいや憩い、レクリエーションや健康づくり、コミュニティの形成等、水やみどりに求められる役割も多様化しています。みどりとのふれあい、学び、憩い、活動することが、多くの人の様々なライフステージにおいて展開できる環境づくりが望まれます。

【第 1 部】基本構想

1. 基本理念

逗子市緑の基本計画では、基本理念を以下のように定めます。

自然を大切にすまち

首都圏に残された貴重な財産である自然を保全し、次世代に引き継ぐことは、健康で快適な生活環境を確保していくうえで重要・不可欠であり、わたしたちの責務です。

また、市街地においても、逗子の地域特性を最大限に発揮できるよう、潤いや安らぎのある環境を創造するとともに、緑地の保全や住宅地の緑化を進めていきます。

わたしたちは、逗子の海・山・川、そしてまちなかの名所を回廊としてつなぎ、市民が様々な生き物等と接する中で、学び、安らぎ、遊び、憩うことができる環境づくりを進め、自然と人の共生するまちづくりを進めていきます。

2. みどりの将来像

市民一人ひとりが、動物や植物とふれあうことにより、生活をするかたわらで自然の息吹を感じ、自然を楽しむだけでなく、自然を知り、学ぶことのできるまちを創造します。

そのため、市内に残されている豊かなみどりと生態系を積極的に保全するとともに、市街地の少ないみどりを増やしていきます。また、身近なレクリエーションや防災の拠点となる公園・緑地の整備を進め、自然を壊すのではなく活かすまちを創造します。

そうすることにより、市街地の周辺に残されている豊かな自然生態系(野生の動物や植物)をまち中まで誘い出し、市民が生活をする中で自然の息吹を感じることができます。また、市街地を包む豊かなみどりの中へと安心して入っていけるような、建物とみどりが渾然一体となったまち並み、海・山・川の生気に満ちたまちを創造します。

- ・ 自然を楽しむだけでなく、自然を知り、学ぶことのできるまち
- ・ 自然を壊すのではなく、活かすまち
- ・ 建物と緑が渾然一体となったまち並み、海・山・川の生気に満ちたまち

3. 基本方針

みどりを守る

三浦半島に残された豊かな自然や海岸のみどり、長柄桜山古墳群や名越切通・まんだら堂やぐら群をはじめとした歴史的な価値を持つ史跡と一体となったみどり、旧別荘地のみどりなど、みどりの特性に応じた様々な手法により、逗子市の多様なみどりを守ります。

みどりを増やす

駅周辺や公共施設の周辺など多くの人が集う場に、積極的な緑化を進めます。また、住宅都市逗子市の魅力となる、美しい家並みをつくりだす、庭のみどり、沿道のみどり、みどりのスポットなど、小さなみどりを増やします。

みどりを活用する

都市公園等については、みどりの量的な確保のみならず、既存の施設の再生を図り、市民に愛され、活用される公園づくりを目指すとともに、新たに可能となった公園への民間活力の導入等についても検討します。加えて、市街地内の樹林地や農地、空き地のみどりの活用についても検討します。

みどりをつなぐ

生物多様性確保の観点から、連続性に配慮したみどりづくりを進めます。また、逗子全体を大きな自然の回廊と見立て、自然と人が調和し、回遊性と活力のあるまちづくりを進める「逗子市自然の回廊プロジェクト」をみどり分野からも進め、逗子市のみどりをつなぎます。

市民との協働

市民や市民団体・事業者と、みどりの情報を共有し、みどりに親しむ環境をつくるとともに、守り育てていくための制度や協力体制を整え、協働によるみどりづくりを進めます。



4. 目標水準

(1) 計画のフレーム

① 計画対象区域

計画対象区域は以下のとおりです。

| 計画対象区域 | 計画対象市町村名（面積） |
|----------|--------------|
| 逗子都市計画区域 | 逗子市（1,728ha） |

② 計画の期間

計画の目標年次と中間年次は以下のとおりに設定します。

| 基準年次 | 5年後 | 中間年次 | 目標年次 |
|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 2018年度 （平成30年度） | 2023年度 （平成35年度） | 2031年度 （平成43年度） | 2038年度 （平成50年度） |

③ 人口の見通し

都市計画区域(行政区域)の人口の見通しは以下のとおりに設定します。

| 年次 | 2015年度 （平成27年度） | 2023年度 （平成35年度） | 2031年度 （平成43年度） | 2038年度 （平成50年度） |
|----|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 人口 | 57千人 | 55千人 | 54千人 | 51千人 |

資料：平成27年…国勢調査、将来は逗子市人口ビジョン

④ 市街化区域の規模

市街化区域の人口の見通しおよび規模については、以下のとおりに設定します。

| 年次 | 2015年度 （平成27年度） | 2023年度 （平成35年度） | 2031年度 （平成43年度） | 2038年度 （平成50年度） |
|------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 市街化区域人口 | 57千人 | 55千人 | 54千人 | 51千人 |
| 市街化区域の規模 | 832ha | 832ha | 832ha | 832ha |
| 市街化区域の人口密度 | 68.5人/ha | 66.1人/ha | 64.9人/ha | 61.3人/ha |

資料：人口…行政区域人口と同じと想定
将来の市街化区域の規模は変更がないものと想定。

(2) 計画の目標水準 (暫定値)

① 緑地の確保目標水準

目標年次2038年度（平成50年度）及び中間年次2031年度（平成43年度）における緑地の確保目標量は以下のとおりに設定します。

| | 市街化区域面積 に対する割合 (A) | 都市計画区域面積 に対する割合 (B) |
|---|-----------------------|------------------------|
| 2031年度 (平成43年度) における 緑地確保 目標量 | 概ね 166.9ha 20.1% | 概ね 759.5ha 44.0% |
| 2038年度 (平成50年度) における 緑地確保 目標量 | 概ね 167.2ha 20.1% | 概ね 989.9ha 57.3% |

※ここで「緑地」とは、緑地の分類に含まれる全ての緑地をいう。

$$A = \frac{2038 \text{ 年度 (2031 年度) の市街化区域内緑地確保目標量}}{2038 \text{ 年度 (2031 年度) の市街化区域面積}} \times 100 = \frac{167.2 (166.9)}{832 (832)} \times 100$$

$$B = \frac{2038 \text{ 年度 (2031 年度) の都市計画区域内緑地確保目標量}}{2038 \text{ 年度 (2031 年度) の都市計画区域面積}} \times 100 = \frac{989.9 (759.5)}{1,728 (1,728)} \times 100$$

※ () 内は中間年次 2031 年度 (平成 43 年度) の数字

② 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

都市公園及び都市公園等については、現在の都市公園規模を維持するものとともに、適正な配置を目指します。三浦半島国営公園については、誘致に向けた活動を進め、設置の実現を目指します。また、公園が不足する地区では必要に応じて市民緑地等により補完を図ります。

参考：

単位：㎡/人

| 年 次 | | 2015 年度 (平成 27 年度) |
|----------------------------|-------|--------------------|
| 都市計画区域 人口一人当たり の目標水準 | 都市公園等 | 27.57 |
| | 都市公園 | 15.82 |

※都市公園：住区基幹公園（街区公園・近隣公園・地区公園）
都市基幹公園（総合公園・運動公園）
広域公園、風致公園、都市林、国の設置によるもの

※都市公園等：都市公園に公共施設緑地を加えたもの（市条例設置の公園、児童遊園、運動施設、市民農園、教育施設、行政財産、市有緑地）

③ 緑被率の目標

みどりのまちづくりの目標として、緑被率の目標を設定します。

○市全域の緑被率 現況の緑被率約63%の維持・向上に努めます。

5. みどりの将来構造

(1) みどりの将来構造の考え方

基本理念となっている「自然を大切にすまち」の実現に向けて、現在残されたみどりを保全するとともに、みどり豊かな都市環境を形成し、それらのネットワークを図るという観点から将来構造を設定します。

みどりの将来構造は、「自然を楽しむだけでなく、自然を知り、学ぶことのできるまち」「自然を壊すのではなく、活かすまち」「建物と緑が渾然一体となったまち並み、海・山・川の生気に満ちたまち」の将来像に応じ、緑地や緑化の「拠点」、これらをネットワークするための「軸」、「ゾーン」を配置し、それぞれの方向性を示します。

| 自然を大切にすまち | | | |
|-----------|-------------------------------|------------------------------------|-----------------------------------|
| みどりの将来像 | ・自然を楽しむだけでなく、自然を知り、学ぶことのできるまち | ・自然を壊すのではなく、活かすまち | ・建物と緑が渾然一体となったまち並み、海・山・川の生気に満ちたまち |
| ゾーン | | 骨格緑地保全ゾーン 自然共生ゾーン | 環境住宅ゾーン 都市のみどり創出ゾーン |
| 拠点 | 史跡保全拠点 レクリエーション拠点 | 大規模緑地拠点 | 駅周辺景観形成拠点 |
| | 小さなみどりの拠点 | | |
| 軸 | 自然の回廊軸 | 河川軸 自然海岸保全軸 みどりと生きもののネットワーク軸 | |

①みどりゾーン

みどりの特性に応じ、以下の4つにゾーンを区分します。

| 名称 | 図面表示 | 場所 | 配置及び整備の方針 |
|---------------------|---|--|---|
| 骨格緑地 保全ゾーン |  | 二子山地区・池子の森・神武寺地区、桜山斜面樹林、名越切通周辺 | 三浦半島の骨格を形成する大規模な緑地として、市街地を取り囲むように位置する樹林地を位置づけます。周辺の市町へ連なって良好な自然環境を形成しており、国・県と協議しながらそれぞれの樹林地の特性に応じた保全を図ります。 |
| 自然共生 ゾーン |  | 市街地の縁辺部で、斜面樹林と、谷戸の低地部分に形成された住宅地が共存する区域 | 市街地の縁辺部で、斜面樹林と、谷戸の低地部分に形成された住宅地が共存する区域を位置づけます。斜面樹林は、環境負荷の低減や防災、生物の生育・生息環境としても重要であるため、保全を図ります。 |
| 環境住宅 ゾーン |  | 披露山庭園住宅、逗子海岸沿い元別荘地 | 披露山庭園住宅、逗子海岸沿い元別荘地のみどり豊かで良好な住環境が形成された区域を位置づけます。現況のみどり豊かな環境を維持するため、披露山逗子海岸風致地区として保全を図るとともに、景観計画と連携しながら歴史的なみどり景観の形成を図ります。 |
| 都市の みどり 創出ゾーン |  | 市街地 | 多くの市民の都市生活の場となる市街地を位置づけます。みどり豊かで快適な生活環境の形成を図るよう、市街地の特性に応じた公園・広場の整備や緑化を図ります。 |

②みどり拠点

みどりの保全、緑化の推進、公園の整備等、様々なみどりの取り組みの拠点を以下のように位置づけます。

| 名称 | 図面表示 | 場所 | 配置及び整備の方針 |
|------------|---|------------------------------|---|
| 大規模緑地拠点 |  | 二子山地区 池子の森 神武寺地区 | 二子山地区及び池子の森・神武寺地区については、一定のまとまりを持つ、エコロジカルネットワークの核となる緑地として、大規模緑地拠点と位置づけます。 |
| 史跡保全拠点 |  | 名越切通 長柄桜山古墳群等 | 名越切通や長柄桜山古墳群等については、国・県と協議しながら、史跡と周辺樹林について、一体的な保全と活用を促進します。 |
| 駅周辺景観形成拠点 |  | JR 逗子駅・京急新逗子駅周辺 JR 東逗子駅周辺 | JR 逗子駅・京急新逗子駅周辺、JR 東逗子駅周辺については、自然を大切にす本市を象徴する地区として駅周辺景観形成拠点に位置づけ、景観計画と連携しながら重点的にみどりの創出を図ります。 |
| レクリエーション拠点 |  | 近隣公園、地区公園、風致公園等 | 近隣公園以上の、第一運動公園、桜山中央公園、蘆花記念公園、大崎公園、久木大池公園、披露山公園、池子の森自然公園については、レクリエーション拠点に位置づけ、施設の適切な維持管理と機能の充実を図ります。 |
| 小さなみどりの拠点 | なし | 街区公園や社寺林や学校のみどりなど | 社寺林や街区公園、学校等については、市民生活に身近な小さなみどりの拠点として位置づけ、みどりの確保及び質の向上を図ります。 |

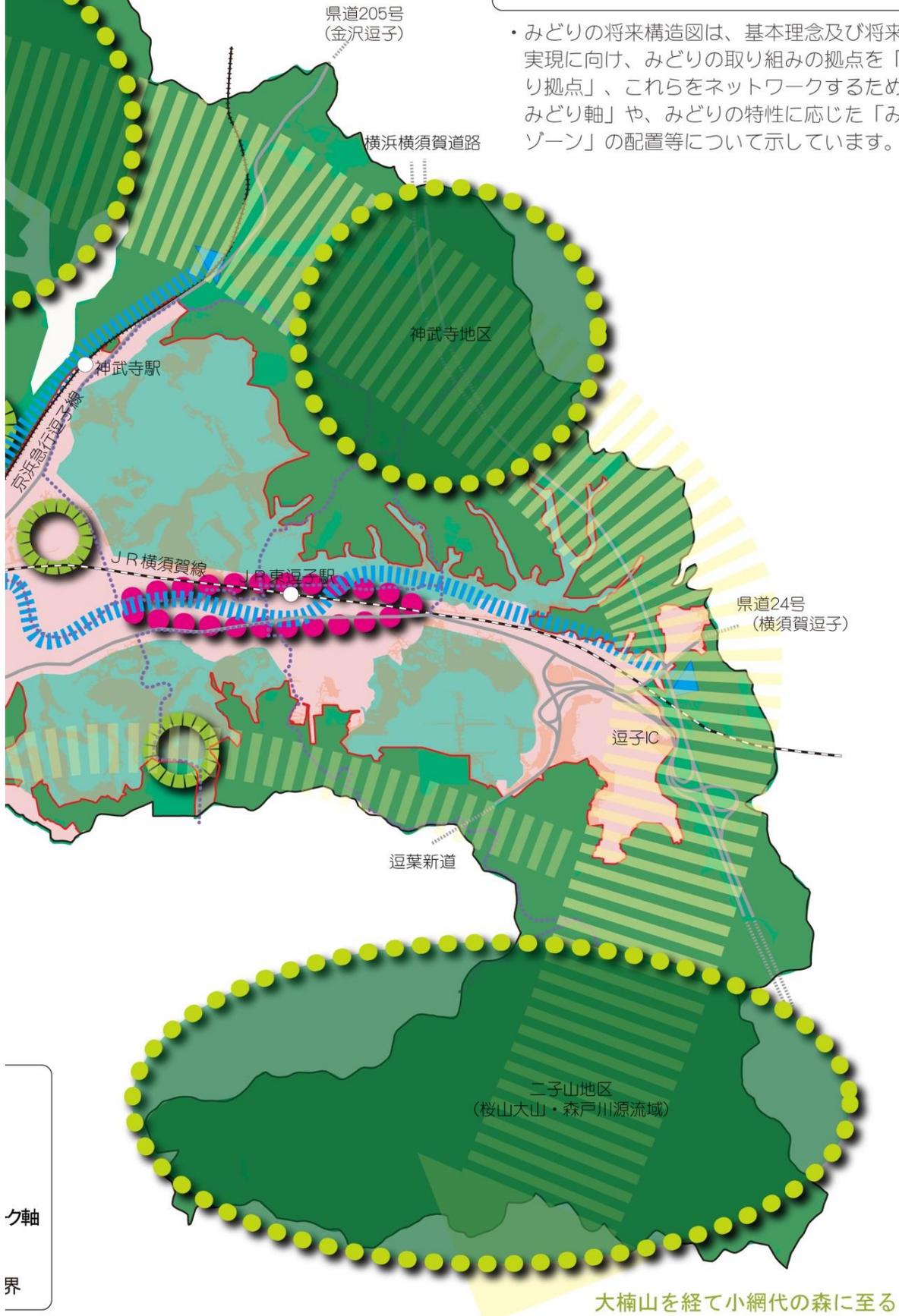
③みどり軸

それぞれのみどりを結ぶ軸として、以下のように位置づけます。

| 名称 | 図面表示 | 場所 | 配置及び整備の方針 |
|------------------|---|------------------------|--|
| 河川軸 |  | 田越川、池子川、久木川 | 市街地内を通過し、海と丘陵部の骨格的緑地を結ぶエコロジカルネットワーク軸として、また、環境負荷低減を支える軸として、水辺環境の保全や緑化を図ります。 |
| 自然海岸保全軸 |  | 逗子海岸から大崎周辺の自然海岸 | 連続的に自然海岸の景観・環境の保全を図ります。 |
| みどりと生きもののネットワーク軸 |  | 生物多様性の観点から連続するみどり | 三浦半島から多摩丘陵へと連なる骨格的なみどりと、そこから逗子市全体に連なっているエコロジカルネットワークについて、みどりと生きもののネットワーク軸として位置づけ、可能な限りみどりの連続性の確保を図ります。 |
| 自然の回廊軸 |  | 自然の回廊プロジェクトに位置づけられるルート | 逗子全域を一つの大きな「自然の回廊」と見立てて、自然と人が調和し、回遊性と活力のあるまちづくりを図ります。 |

みどりの将来構造図

- みどりの将来構造図は、基本理念及び将来像の実現に向け、みどりの取り組みの拠点を「みどり拠点」、これらをネットワークするための「みどり軸」や、みどりの特性に応じた「みどりゾーン」の配置等について示しています。



軸
 界

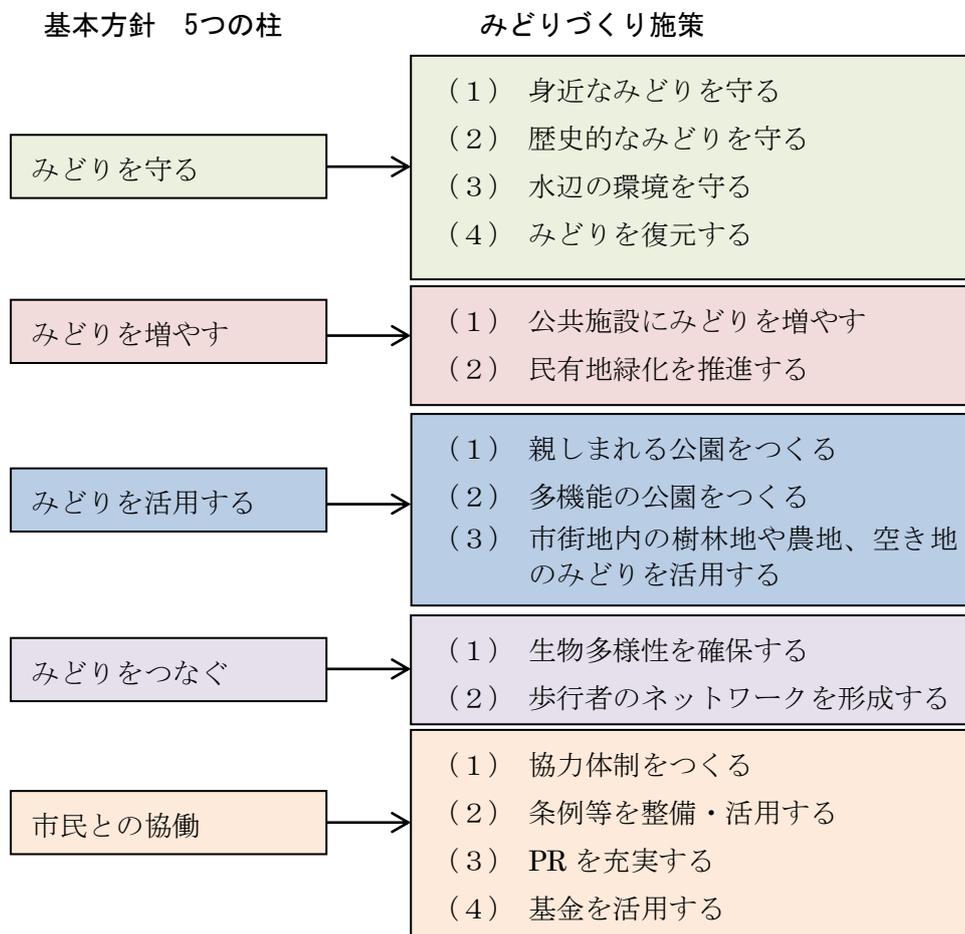
【第2部】みどりづくり施策

6. みどりづくり施策

「自然を大切にすまち」の実現に向けて、市民と行政が共に進めていくみどりづくり施策の方向として、基本方針に対応した「みどりを守る」「みどりを増やす」「みどりを活用する」「みどりをつなぐ」「市民との協働」の5つを設定します。

この基本方針の5つの柱をもとに、個々のみどりづくり施策の展開を図っていきます。なお、特に重点的に施策の推進を図っていくものを「みどりづくりの重点施策」として優先的な施策の推進を図り、これらの事業は、第3部で進行管理を行っていきます。また、「その他関連する取り組み」については、順次施策の展開を図っていきます。

これらの各施策を含め、本章を都市緑地法第4条第2項2号「緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項」として位置づけます。



6-1 みどりを守る

本市は首都圏にありながら、海～河川～丘陵地～山地と変化に富んだ自然を有しています。また、人工林やヤマザクラ・コナラ林等の二次林だけでなく、スダジイ林等の自然植生が残され、これらの多様な自然の中に多くの野生生物が生息し、極めて質の高いみどりを有しています。この質の高いみどりを守っていくために、二次林の適正な維持管理や自然林の積極的な保全が必要とされています。

一方、自然だけでなく、名越切通、長柄桜山古墳群などの国指定史跡や、旧別荘地の歴史的な建造物等も点在しており、これらにより形成されるみどりと一体となった景観の保全が重要となっています。

また、市街地の中にも樹林や大径木、生垣、庭木等のみどりが残されていますが、これらは常に消失の危険にさらされています。

これらの貴重なみどりを未来に引き継ぐため、本市の多様なみどりを積極的に保全します。

(1) 身近なみどりを守る

本市のみどりに関する一つの特徴は、市街化区域及びその周辺にまとまった斜面樹林を有することです。このような都市の中のまとまった樹林について、都市の重要なみどりとして位置づけ、特別緑地保全地区の指定や保全配慮地区の担保性の向上をはじめ、積極的な保全を図ります。

また、市街化区域内に残されている樹林・樹木や農地などの身近なみどりは、保全のための優遇措置や多様な保全手法を活用して積極的に保全を図ります。

【みどりづくりの重点施策】

- ・特別緑地保全地区の指定推進及び保全配慮地区の担保性の向上

良好な自然環境を有する樹林地を今後とも保全していくために、特別緑地保全地区の指定を進めていきます。また、それ以外の市街化区域内の樹林地については、保全配慮地区として位置づけ、保全と担保性の向上を図るとともに、適切な維持管理を図ることによるみどりの質の向上を図ります。

(その他関連する取り組み)

- ・市民の森の活用と維持整備の推進
- ・市民協力による樹林の維持管理体制の構築
- ・保存樹林・樹木制度の充実
- ・市民緑地制度の活用
- ・社寺林、屋敷林の保全
- ・景観資産等の指定推進
- ・緑地保全のための優遇制度の検討
- ・風致地区条例の適正な運用

(2) 歴史的なみどりを守る

名越切通は、歴史的風土特別保存地区の指定に向けた調整を進めていきます。同様に国指定史跡に指定されている長柄桜山古墳群などの史跡のみどりについても、これまでの保全の取り組みを、引き続き進めていきます。

また、岩殿寺や神武寺等の古刹の他、蘆花記念公園内の郷土資料館（旧徳川家16代家達別荘）や、旧脇村邸等の別荘建築を含め、市内には歴史的建築物と一体となったみどりが点在します。これらの歴史的空間については、景観計画との連携等を図りながら周辺のみどりと一体的に保全を図っていきます。

【みどりづくりの重点施策】

・名越切通周辺の保全推進

名越切通については、鎌倉市側と一体的に歴史的風土特別保存地区として県と指定に向けた調整を今後も進めていきます。また、歴史的風土特別保存地区指定候補地周辺の樹林についてもその保全策の検討を進めます。

(その他関連する取り組み)

- ・歴史的建造物と一体となったみどりの保全
- ・長柄桜山古墳群の保全推進

(3) 水辺の環境を守る

河川等の水辺は、市民生活にうるおいをもたらすだけでなく、多くの水生生物の生息場所を提供し、鳥たちなど飛翔性動物の移動空間となる等、エコロジカルネットワーク上も重要な役割を持っています。

市を代表する河川である田越川は、みどりの軸線として最も重要であり、市民のやすらぎの水辺空間として保全・再生を図っていきます。加えて、水洗化の普及を推進し、河川の水質の改善と水生生物の保護を図っていきます。

逗子が海岸保養地としての名を高める契機となった海岸一帯の景観は、本市の誇るべき財産となっていますが、相続や時代の変化等から様々な意匠の建築物が出現し、良好な景観が損なわれる心配が出てきています。このため、風致地区とともに景観計画との連携についても推進し、良好な海辺のまちなみ景観の保全を図ります。

【みどりづくりの重点施策】

・海岸の保全・美化の推進

逗子海岸については、自然と共生したビーチレジャーを促進するため、その適切な保全・活用方法について、関係機関と協議を進めるとともに、砂浜美化のアダプトプログラムの推進や海岸美化の普及啓発を図ります。

また、自然地形の海岸線とその海岸植生の有効な保全方策について検討を進めます。

- ・河川の多自然化の推進

河川については、「自然の回廊」の一つとして、生物の生息に配慮した多自然河川整備を重点的に推進し、都市の中へ自然の回復を図るため、関係機関に働きかけます。

- ・水洗化の普及等による水質改善

下水道の水洗化の普及を推進するとともに、合流式下水道の改善を図り、河川へ流入する汚水の防止による水質の向上を図ります。

(その他関連する取り組み)

- ・海辺のまちなみ景観の保全
- ・森戸川源流域の一体的な保全
- ・養浜対策の推進

(4) みどりを復元する

里山はかつて多様な生き物の宝庫であり、樹林と農地、水辺等が一体となって美しい景観を形成していました。しかし、本市では早くから谷戸田が開発により住宅地となり、市内から水田は姿を消しました。

失われた里山空間を復元するため、里山活用事業として生物（動物・鳥・昆虫・水生昆虫ほか）の生息調査、植物の観察、田んぼの復元、木竹等の適切な維持管理、樹林の整備等が実施されており、今後も市民との協働によりその推進を図っていきます。

また、市街化区域内の開発に際しては「逗子市まちづくり条例」や「逗子市の良好な都市環境をつくる条例」等に基づき、樹林の消失を可能な限り防ぎ、自然の回復を図っていきます。

【みどりづくりの重点施策】

- ・里山活用事業の推進

里山活用事業及びその維持管理を市民協働で推進し、里山の復元と子どもたちの体験学習の場等として活用を図っていきます。

(その他関連する取り組み)

- ・開発時における樹林の保全及びみどりの復元の実施

6-2 みどりを増やす

市民と市が協力して住宅や公共施設等への緑化を推進することにより、まさに小規模なみどりをたくさん増やし、暮らしの安全性・快適性の向上とまちなみ景観の向上を図り、市民生活とみどりが一体となったまちを目指します。

(1) 公共施設にみどりを増やす

公共施設は、みどりのまちづくりに取り組む姿勢を市民に示すのに最も適していることから、景観条例等との連携や市民参加を進めながら都市緑化のモデルとなるような緑化を図っていくとともに、緑化空間の適切な維持管理方策についても検討します。

また、まちなかのわずかなスペースや、市街地と山のみどりが接している境界部分、水辺の小さな空間を活用して、豊かなみどりと水、そしてそこに生息している生き物たちとふれあうことのできるまちの小さなみどりの拠点についても整備を進めていきます。

【みどりづくりの重点施策】

- ・市民参加による公共施設緑化の推進
公共公益施設の敷地等の公共的な場所について、アダプト制度等市民参加による花壇づくりや美化等の緑化活動を進め、市民と行政の協働による公共施設のみどりづくりを推進します。

(その他関連する取り組み)

- ・花咲計画等への協力
- ・公共公益施設の計画的緑化
- ・ポケットパーク等の整備
- ・まちのビオトープづくりの推進

(2) 民有地緑化を推進する

本市の市街地には、海に面した旧別荘地、海と市街地間のクロマツと生垣に彩られ落ち着いた住宅地、横須賀線沿いの密集した住宅地、谷戸の樹林と共存する住宅地、丘陵地に位置するまちなみの整った住宅団地、漁港付近の漁村風住宅地や最近増えつつあるマンション等、多様な住宅地が存在します。

また、住宅地に加え逗子駅や東逗子駅周辺には商店街が形成されているほか、逗子マリーナ等のリゾート施設など様々な民有地によって本市が形づくられています。これらの市街地内の民有地において、景観計画と連携を図りつつ、生垣やシンボルツリーの植栽などを進めるとともに、オープンガーデン等により市民一人ひとりがつくりあげる個性豊かなみどりのまちづくりを進めます。また、地域特性に応じて市民がみどりと暮らしていく、魅力的なまちなみの形成を推進します。

【みどりづくりの重点施策】

- ・みどりのまちなみ景観形成の推進

景観計画やまちなみ景観形成施策と連携し、生垣やシンボルツリー等の植栽に関する助成を実施しながら、地域特性に応じたみどりのまちなみ景観の形成を推進します。

(その他関連する取り組み)

- ・緑地協定等の締結推進
- ・オープンガーデンの実施

6-3 みどりを活用する

現在本市では、地区公園、近隣公園、街区公園など78の公園を設置しています。一部の市街地を除き、市内全域に配置している公園は、まさに潤いを与え、憩いの場となってきました。

しかしながら、これらの公園の多くは、整備されてから時間が経過し、老朽化が見られるなど、適切な管理が大きな課題となっています。今後は、これまで以上に親しまれる公園にしていくため、公園施設の長寿命化を図っていくとともに、市民との協働による管理や活用を進めていきます。

また、公園に求められる機能も少子高齢化の影響から、子どもの遊び場としての機能以外に、様々な機能が求められています。

このような観点から、市民のニーズにあった公園のあり方を検討し、市民に親しまれる公園づくりを推進します。

(1) 親しまれる公園をつくる

公園管理のアダプトプログラムの導入など、身近で親しまれる公園づくりを目指して、市民参加を進めながら、地域に愛され、市民が使いやすい公園づくりを推進します。

また、池子の森自然公園については、貴重な自然環境の保全を推進するとともに、親しまれる公園として活用できるよう整備や維持管理を推進します。

【みどりづくりの重点施策】

- ・池子の森自然公園の整備・活用

池子の森自然公園及び緑地については、貴重な自然環境を保全するため、今後とも一定の利用制限を図りつつ、市民とともにその保全・活用を図ります。

(その他関連する取り組み)

- ・公園長寿命化計画の推進
- ・公園の活性化に関する協議会設置の検討

(2) 多機能の公園をつくる

公園に対するニーズは、少子高齢化をはじめとする社会情勢の変化に伴い、ますます多様化する傾向にあります。このため、これらの多様化するニーズに対応した公園づくりを、市民参加を図りつつ推進します。

また、今後は、民間活力の導入についても検討を進めていきます。

【みどりづくりの重点施策】

- ・公園の多面的な活用方策の検討

都市公園の再生・活性化に向けた多目的活用について、市民のニーズを踏まえつつ、民間事業者による公共還元施設の管理制度の枠組みなどを検討します。

(その他関連する取り組み)

- ・公園の配置と機能の再編等に関する検討
- ・高齢者や障がい者も気軽に利用できる公園づくり
- ・防災に配慮した公園づくり

(3) 市街地内の樹林地や農地、空き地のみどりを活用する

良好な都市環境の形成には、緑地やオープンスペースの確保が重要です。そのため、市街地において、特に公園が不足している地域については、樹林地や農地、空き地等を活用するなど、柔軟な緑地・オープンスペース確保の取り組みの検討を進めます。また、その際には、民間主体の取り組みを積極的に支援するよう、市民緑地制度の活用も検討します。

生産緑地地区は、所有者の意向に配慮しつつ、農作業体験・交流の場など多様な機能を発揮する都市農地としてその保全を図るとともに、オープンスペースとしての有効活用についても検討します。

【みどりづくりの重点施策】

- ・市街地内の樹林地や農地、空き地の活用

緑地やオープンスペースの確保に向け、市街地内の樹林地や農地、空き地の活用について多面的な検討を図ります。また、緑地やオープンスペースの確保について、民間主体の取り組みを支援するよう、市民緑地制度の活用を図ります。

(その他関連する取り組み)

- ・市民緑地制度の活用の検討
- ・生産緑地地区の保全・活用策の検討

6-4 みどりをつなぐ

みどりのネットワークは、個々のみどりを相互につなぐことにより、みどりの持つ機能を飛躍的に高めることから、みどりのまちづくりの中で重要な役割を果たします。本市は、首都圏のみどりの骨格となる多摩から三浦半島までつながる多摩・三浦丘陵の一部を担っています。

本市においても骨格となる大きなネットワークを行政が整備するとともに、その枝葉となる個人の庭先を活用した小さなネットワークで市内全域を網羅して、大きなネットワークから庭先までの緑をつなぐような、エコロジカルネットワークの形成を図ります。

公園緑地の持つ機能を高める観点から、公園緑地等を相互に結びつけ、歩行者・自転車等で往来できるような、みどりの歩行者ネットワークの推進を図ります。

(1) 生物多様性を確保する

本市では、神武帝周辺と小坪に自然林が特に多く残存しており、小坪ではタブ林、マサキトベラ林、スダジイ林が、神武帝周辺にスダジイ林やタブ林といった自然林が多く残されています。また、二子山周辺ではほとんどが二次林やスギ・ヒノキの植林となっていますが、樹林がまとまって残っていることから、良好な生物の生息環境が形成されています。これらを含め市街地を取り囲むように残存する樹林地を保全するとともに、市街地周辺の山々から、海へまたは市街地内全体へと展開する、みどりのエコロジカルネットワークの形成を図ります。その生態的連続性と生物の多様性の確保について、池子の森自然公園の保全・活用や三浦半島国営公園構想等と連携しながら取り組みを推進します。

また、県内全域で増加傾向にあるアライグマやタイワンリス等の外来生物による被害の防除を図るとともに、県と連携しながらイノシシ等の被害に対する取り組みを推進します。

【みどりづくりの重点施策】

- ・ 外来生物による被害の防除

外来生物による生態系への被害を防止するとともに、国・県と連携しながら、特定外来生物の計画防除を実施し、適切な生態系被害対策を推進します。

(その他関連する取り組み)

- ・ 三浦半島国営公園構想の推進
- ・ 生態的連続性の確保
- ・ 自然林の積極的保全
- ・ 道路緑化の推進
- ・ みどりと生きもののネットワーク軸の普及啓発
- ・ 多摩三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議への参加

(2) 歩行者のネットワークを形成する

自然の回廊プロジェクトの推進などをはじめ、自然のみどりや公園緑地相互を連絡する歩行者ネットワークの形成を図ります。

【みどりづくりの重点施策】

- ・自然の回廊プロジェクトの推進

歴史と伝説の道やハイキングコース、渚ロード等の整備促進とネットワークの強化とPR等を推進します。また、案内表示や説明版の整備、歩行者の安全対策等の整備及び維持管理を推進し、魅力の増大を図ります。

(その他関連する取り組み)

- ・河川管理用通路の遊歩道化
- ・日常的な歩行者ネットワークの形成推進
- ・ハイキングコースの適正な維持管理

6-5 市民との協働

本市のみどりづくりにおいて最も重要な点は、みどりを守り育てていくための体制づくりです。また、市民のみどりに対する意識の高揚を図り、市民・企業の自主的な緑化活動を推進するとともに、市民と行政の協働によるみどりづくりを推進することも重要です。このようなみどりづくりの取り組みを通じて、市民・企業・行政の協働によるみどり豊かなまちづくりを推進します。

(1) 協力体制をつくる

本計画の推進にあたっては、市民との協働による取り組みの推進が不可欠です。このため、市民との協働による計画の推進のための仕組みづくりを進めます。

市民との協働によるみどりづくりを推進するため、すでに運用が進んでいるアダプトプログラムの推進や、奨励金・助成金等の見直し、顕彰制度の検討をはじめ、各種制度の充実を図ります。

市内で活動する団体においては、活動者の高齢化による活動団体の衰退や次世代の育成等の課題が見られています。そのため、アダプトプログラム等の活動がより一層活性化するための取り組みとして、市内で活動する団体同士の連携を図ることを目的とした意見交換会等の開催を検討します。

【みどりづくり重点施策】

・アダプトプログラムの推進

公園と緑地に関するアダプトプログラムについて、市民参加による公園や里山の美化・維持管理を継続的に推進します。

また、市は用具や機材の支給と貸し出し、保険への加入、アダプトサインの設置などの支援を図るとともに、公園・緑地を活用した創作活動などによる活用についても推進します。

(その他関連する取り組み)

- ・団体間の連携推進
- ・学校との連携推進
- ・リーダー等の育成
- ・各種奨励金、助成金制度の見直し
- ・顕彰制度の検討

(2) 条例等を整備・活用する

みどりづくりを推進するための根幹となる制度として、本市では「逗子のみどり条例」が制定されています。また、本市のまちづくりの根幹となる「逗子のみちづくり条例」「逗子市の良好な都市環境をつくる条例」や景観法にもとづく「逗子市景観計画及び景観条例」など、条例等の整備・活用によるみどり豊かなまちづくりの推進を図ります。

【みどりづくり重点施策】

・みどり条例の運用

逗子のみどり条例および同施行規則について、市民ニーズ、法令改正等を踏ま

えた見直しを図り、みどりの施策展開を実際に進めるツールとして積極的に活用します。

(その他関連する取り組み)

- ・景観計画・景観条例の活用と連携
- ・まちづくり条例等の推進
- ・良好な都市環境をつくる条例の推進

(3) PRを充実する

広範囲の市民のみどりづくりへの参加を促進するためには、PR活動が不可欠です。このため、緑化教育や、ホームページやSNSによる情報発信、景観計画との連携やイベントや講習会など様々な手法によりみどりづくり推進のPRを図ります。

【みどりづくり重点施策】

- ・多角的な緑化教育の推進

学校との連携を図り、市内の小学生を対象に、みどりにふれあう場や機会を提供し、緑化意識の育成を図ります。

また、大人に対しても、自然や緑化について学ぶことのできる機会をつくり、生涯学習活動の一環として、市民への緑化技術の普及・向上を図ります。

(その他関連する取り組み)

- ・ホームページの活用
- ・景観まちづくりと連携したみどりづくりの推進
- ・市民参加によるみどりの調査の推進
- ・市民参加による自然観察や体験の機会の創出

(4) 基金を活用する

本市の良好な自然環境や歴史的環境を保全し、緑化の推進を円滑かつ効率的に行うことを目的として、逗子市みどり基金条例に基づく逗子市みどり基金があります。

基金は市の積立金と寄付金、逗子市まちづくり条例にもとづく環境保全協力費等を財源としています。これまで、大きなところでは、大崎緑地や名越緑地、蘆花記念公園等の取得等の実績があります。

今後とも、みどり基金の周知や積立金の充実を図ると共に、処分の方向性についても検討しながら、基金の有効活用を推進します。

【みどりづくり重点施策】

- ・基金の有効活用の推進

みどり基金について、みどり審議会の審議によって適切な活用を図るとともに、施行規則の制定の必要性について、検討を進めます。

(その他関連する取り組み)

- マッチングギフト等の推進
- 基金の積み立て推進

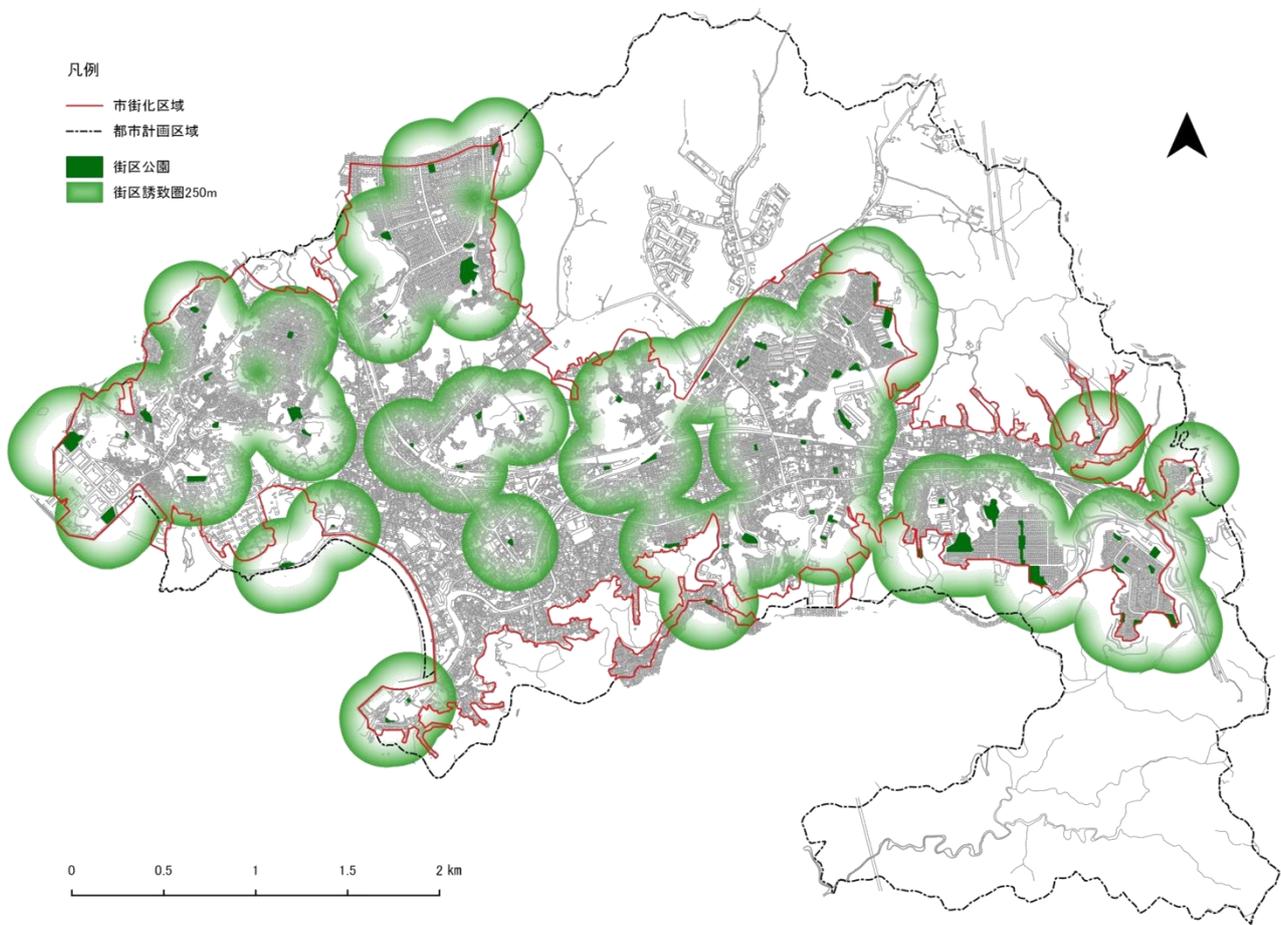
7. 都市公園等の方針

公園緑地は、市民ニーズに柔軟に対応し、公園や緑地の持つ様々な機能を発揮する整備及び維持管理、活用を図ります。

【街区公園】

■配置の方針

- ・市民生活に身近な公園は、誘致距離 250mを目途に配置を検討します。不足している地区には新設を検討し、配置が困難な場合は市民緑地等、その他の施設緑地で補完を図ります。



(参考)街区公園の誘致圏

■整備の方針

- ・都市公園と同等の機能を果たすものとして、市民緑地制度による民有地を活用したオープンスペースの確保を検討します。
- ・公園整備から長期間が経過し、周辺環境の変化が著しい公園については、必要に応じて再編について検討し、多角的な活用方策を検討します。
- ・多様化する市民ニーズに対応し、市民参加による公園整備の推進を図ります。
- ・誰もが使いやすい公園となるよう、ユニバーサルデザインの導入を図ります。
- ・防災・防犯面に配慮した整備を図ります。
- ・エコロジカルネットワークの視点に配慮した公園の整備・活用を図ります。

■維持管理・活用の方針

- ・アダプトプログラム（市民参加）による公園の美化・維持管理に取り組みます。
- ・利用者の意向に配慮しつつ、地域ルールの設定など、公園の特性に応じた活用を図ります。また、公園の活性化に関する協議会の設置等による活用についても検討します。
- ・公園長寿命化計画に基づき、定期的な点検の実施などによる施設の保全・更新を実施し、安全・安心に利用できる公園の維持管理を図ります。
- ・生物の生育・生息に配慮した植栽など、エコロジカルネットワークの視点を導入した維持管理を図ります。

【近隣公園、地区公園、風致公園等】

■配置の方針

- ・市街地を取り巻く骨格的な自然環境を保全するとともに、自然と人々とのふれあいの空間となる公園を配置します。（久木大池公園・桜山中央公園・池子の森自然公園）
- ・市民のレクリエーション活動に資するよう、スポーツが楽しめる公園を配置します。（第一運動公園・池子の森自然公園）
- ・美しい海岸沿いの別荘地の歴史を伝える公園や海岸の自然を保全するなど、逗子の特性を活かした魅力となる公園を配置します。（蘆花記念公園・披露山公園・大崎公園）

■整備の方針

- ・都市公園の再生・活性化に向けた多目的活用が可能となったことから、レストラン、スポーツ関連施設等、市民のニーズを鑑み、公募設置管理制度（Park-PFI）の活用の可能性を検討します。
- ・地域における緑地の保全及び緑化の推進に取り組む担い手を市が認定するみどり法人制度について、本市で活用が可能か検討を進め、民間活力を活用した緑とオープンスペースの確保の推進を図ります。

■維持管理・活用の方針

- ・アダプトプログラム（市民参加）による公園の美化・維持管理に取り組みます。
- ・利用者の意向に配慮しつつ、地域におけるルールの設定など、公園の特性に応じた活用を図ります。また、公園の活性化に関する協議会の設置等による活用についても検討します。
- ・公園長寿命化計画に基づき、定期的な点検の実施などによる施設の保全・更新を実施し、安全・安心に利用できる公園の維持管理を図ります。
- ・指定管理者制度の活用など、民間事業者による公園管理の在り方について検討します。
- ・生物の生育・生息に配慮した植栽など、エコロジカルネットワークの視点を導入した維持管理を図ります。特に、池子の森自然公園については、貴重な生物の生育・生息環境の保全に配慮し、一定の利用制限を図りつつ自然観察の場とするなど、市民とともに保全・活用を図ります。

【都市林】

■配置の方針

- ・市街地を取り巻く骨格的な自然環境と一体となって、動植物の生息地又は生育地である

樹林地等の保護を目的とする緑地を配置します。(才戸緑地、台山緑地、沼間大山緑地、名越緑地、大崎緑地、滝の谷緑地、池子の森緑地)

■整備の方針

- ・新たな都市林の整備は当面は見込まないものとしませんが、寄付等や緑地の管理上の必要性が生じた場合などについては、柔軟な対応を図ります。

■維持管理・活用の方針

- ・アダプトプログラム（市民参加）による公園の美化・維持管理に取り組みます。
- ・生物の生育・生息に配慮した植栽など、エコロジカルネットワークの視点を導入した維持管理を図ります。特に、池子の森緑地については、貴重な生物の生育・生息環境の保全に配慮し、一定の利用制限を図りつつ自然観察の場とするなど、市民とともに保全・活用を図ります。

【三浦半島国営公園】

■配置・整備方針

- ・三浦半島は、まとまりある貴重な緑が残され、多摩丘陵等と一体となって、首都圏において最も重要な緑の基軸を形成しており、生物多様性の保全や人と自然のふれあいの場の確保などに重要な役割を担っています。神奈川県では、2006年（平成18年）に「三浦半島公園圏構想」を策定し、半島全体を魅力ある公園のような空間としていくことを目指しています。この構想では、国営公園候補地区は大楠山地区とし、本市については二子山地区を「国営公園連携地区」として、また池子の森・神武寺地区を「将来位置づけを協議する地区」としています。

- ・「将来位置づけを協議する地区」となる池子の森・神武寺地区は、一部が池子の森自然公園として整備されていますが、貴重な自然の保全と活用を一体的に進め、うるおいとにぎわいのある発展を図ることを目指し、「三浦半島国営公園設置促進期成同盟会」と協力し、県や近隣市町と連携した国営公園整備の促進を国・県に働きかけていきます。
- ・「国営公園連携地区」となる二子山地区については、引き続き、近郊緑地特別保全地区の指定に向け、葉山町とも連携しながら、国・県に働きかけていきます。

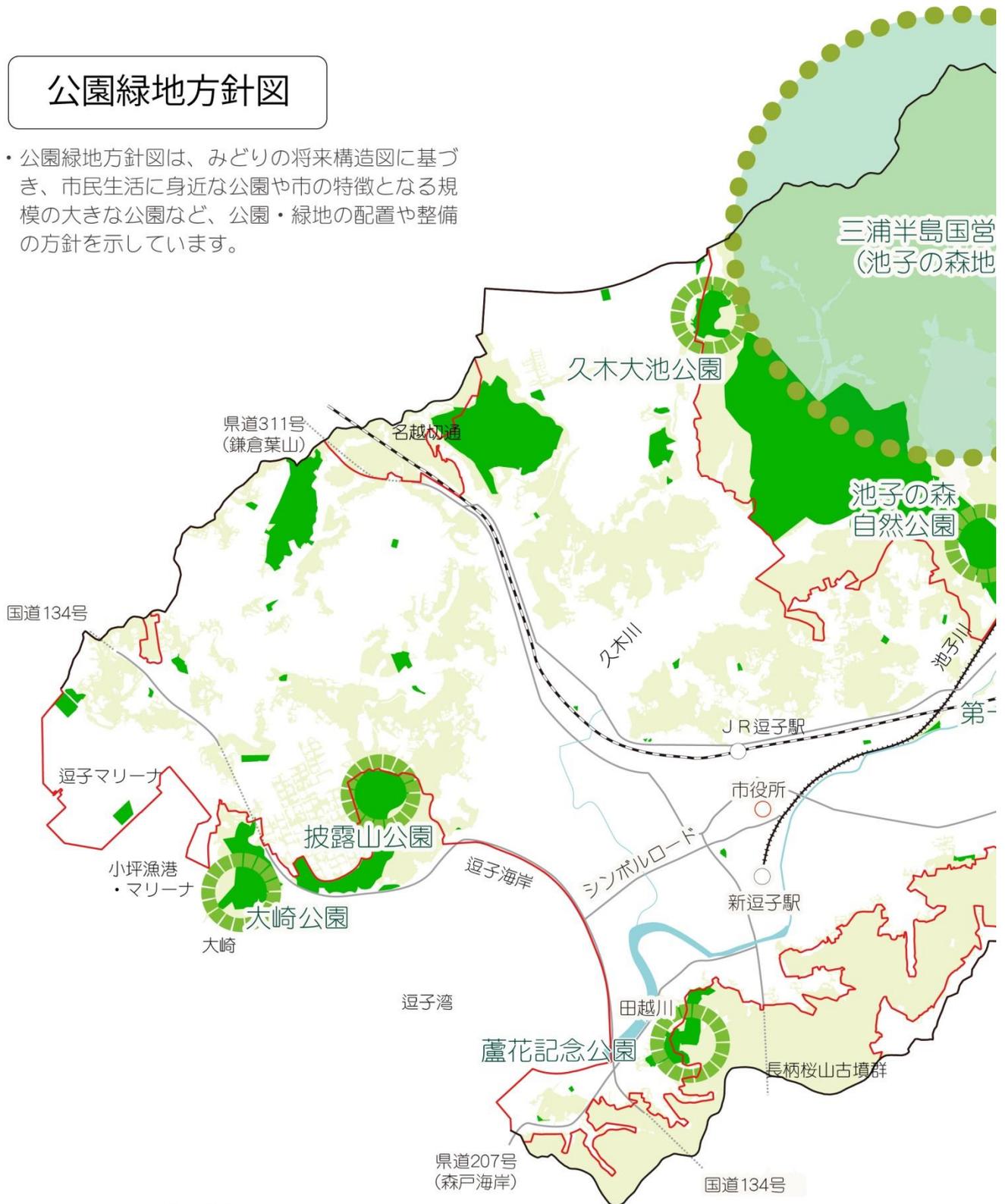


三浦半島国営公園構想の概要

出典：三浦半島国営公園設置促進期成同盟会要望書（H29.1）

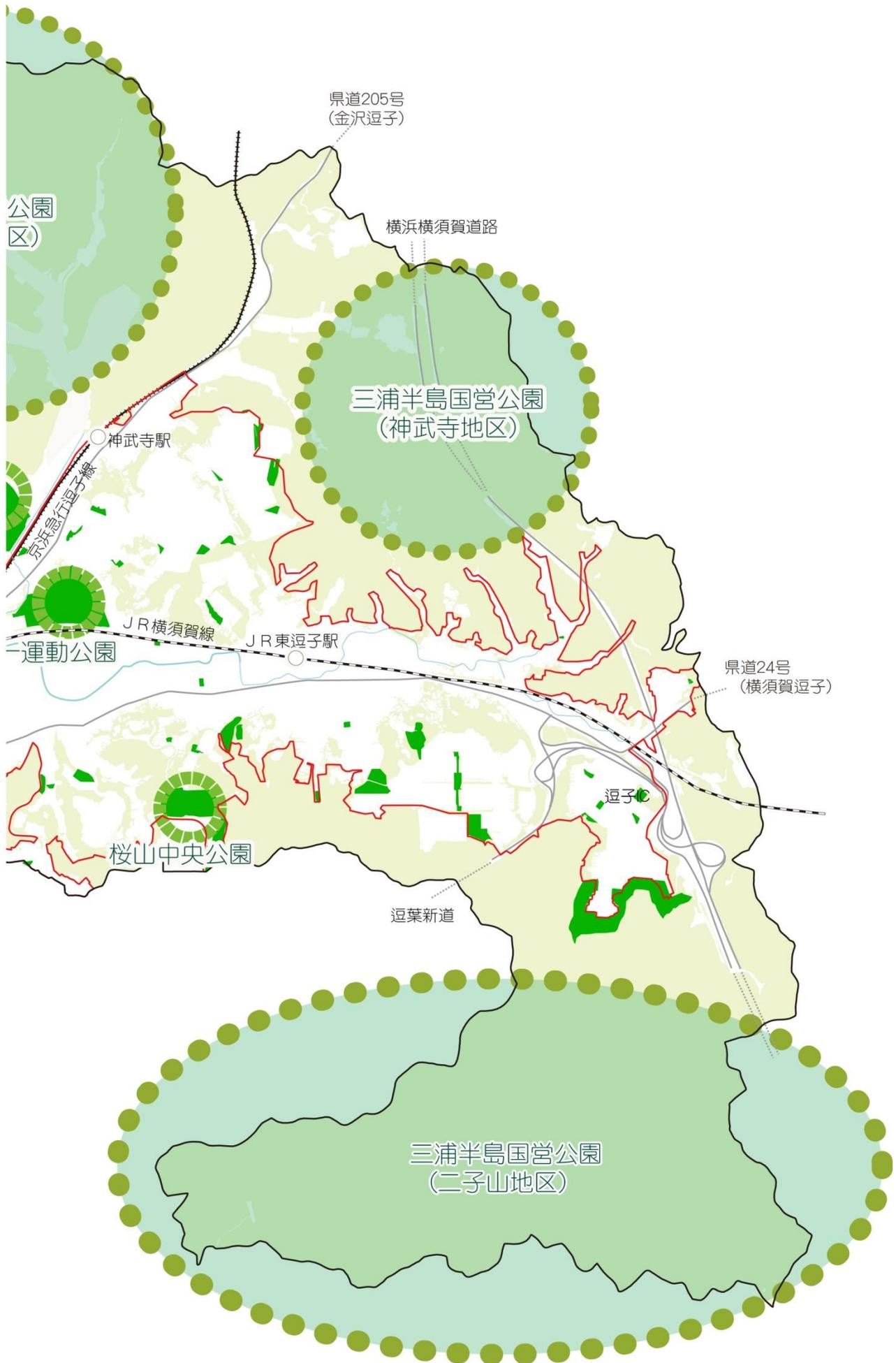
公園緑地方針図

- 公園緑地方針図は、みどりの将来構造図に基づき、市民生活に身近な公園や市の特徴となる規模の大きな公園など、公園・緑地の配置や整備の方針を示しています。



凡 例

- | | | | |
|---|---|--|-------|
|  | 都市公園 |  | 緑被地 |
|  | 三浦半島公園圏構想に関する公園 (緑の将来構造図大規模緑地拠点に連動) |  | 市街化区域 |
|  | 近隣公園、地区公園、風致公園等 (緑の将来構造図レクリエーション拠点に連動) |  | 行政界 |



8. 緑地の保全を重点的に進める地区の方針

逗子市における市街地周辺樹林の保全は最重要課題であり、地域制緑地を中心とした樹林地保全の考え方について示すとともに、緑地の保全を重点的に進める地区の方針を整理します。

(1) 緑地の保全を重点的に進めるための基本的考え方

本計画においては、市街化区域内の樹林地の保全が最重要課題となります。これらの樹林地の保全を促進するため、樹林地等の保全の必要性が高い地区として、みどりの将来構造で自然共生ゾーンを位置づけ、これを保全配慮地区に設定し、地域制緑地を中心とした効果的な保全策を検討していきます。

また、三浦半島の骨格を形成する大規模な緑地の保全も重要な課題です。市街化調整区域を主体に残された大規模な緑地として、みどりの将来構造で骨格緑地保全ゾーンに位置づける地区については、現在指定されている風致地区や近郊緑地保全区域等の地域制緑地を引き続き指定するとともに、特に枢要な地区については、施設緑地や地域制緑地等の強化を図っていきます。

加えて、本市の特性を示す重要な緑地として、自然海岸や歴史と一体となった緑地、市街地内に残された小規模な樹林やシンボリックな樹木があります。これらについてもその特性に応じて地域制緑地等により保全を図っていきます。

(2) 地域制緑地を中心とした樹林地等の保全の方針

■自然共生ゾーン(市街化区域)

- ・市街化区域内において、樹林地等の保全の必要性が高い地区となる自然共生ゾーンは、保全配慮地区に位置づけます。保全配慮地区は、「小坪周辺保全配慮地区」「大崎・披露山周辺保全配慮地区」「久木周辺保全配慮地区」「山の根からアザリエ周辺保全配慮地区」「沼間周辺保全配慮地区」を位置づけます。
- ・保全配慮地区では、みどり条例等による地域制緑地による保全及び逗子市の良好な都市環境をつくる条例による開発抑制により保全を図ります。
- ・以下の地区については、特別緑地保全地区の指定を進めます。
 - ・名越特別緑地保全地区候補地・白山特別緑地保全地区候補地
 - ・久木特別緑地保全地区候補地・山の根特別緑地保全地区候補地

■骨格緑地保全ゾーン(主に市街化調整区域)

- ・市街化調整区域を中心に、三浦半島の骨格を形成する大規模な緑地を有する骨格緑地保全ゾーンについては、大規模緑地拠点、史跡保全拠点などその特性に応じて保全を図ります。

【大規模緑地拠点】

- ・二子山地区は、逗子葉山近郊緑地保全区域として保全を図ります。また、二子山近郊緑地特別保全地区として指定に向けた調整を進めます。

- ・池子の森・神武寺地区は、神武寺自然環境保全地域として保全を図ります。また、三浦半島国営公園として、誘致に向けた調整を進めます。
- ・池子の森地区の一部は、池子の森自然公園及び緑地として保全を図ります。

【史跡保全拠点】

- ・名越切通周辺は、鎌倉市及び逗子市歴史的風土保存区域として保全を図ります。歴史的風土特別保存地区として指定に向けた調整を今後も進めます。このうち、国指定史跡名越切通指定地については、市が買入れ主体として保全と管理を図ります。
- ・長柄桜山古墳群は逗子葉山近郊緑地保全区域として保全を図ります。国指定史跡長柄・桜山古墳については、市が買入れ主体として保全と管理を図ります。

【市街化調整区域のその他樹林地】

- ・大崎緑地、沼間大山緑地、名越緑地などの都市林の保全を図ります。
- ・その他の樹林地については、逗子葉山近郊緑地保全区域や保安林等による保全を図ります。

■自然海岸保全軸

- ・連続的に自然海岸の景観・環境の保全を図る自然海岸保全軸については、既存の地域制緑地を活用して引き続きその保全を図ります。
- ・披露山・逗子海岸風致地区及び披露山・大崎自然環境保全地域による保全を図ります。
- ・大崎緑地保存契約地では、緑地保全契約による保全を維持します。

■市街化区域内の小規模樹林や樹木の保全(環境住宅ゾーン・都市のみどり創出ゾーン)

- ・市街化区域内の住宅地等においては、保存樹林や保存樹木などの地域制緑地の指定を進め、市街地内の貴重なみどりの保全を図ります。

(3) 保全配慮地区における緑地保全の方針

本市の保全配慮地区は、大規模緑地拠点として位置づけられる二子山や神武寺、池子の森などの豊かなみどりと市街地を結ぶ市街化区域内樹林地に位置づけます。その多くは斜面樹林となり、自然性の高い豊かなみどりの緩衝緑地として、また、みどりに囲まれた市街地の景観としても非常に重要です。そのため、本市の緑地保全に向けた重点施策として、保全配慮地区の保全と担保性の向上を図るとともに、適切な維持管理を図ることによるみどりの質の向上を図ります。

①保全配慮地区の区域

- ・保全配慮地区は以下の区域に定めます。

| 地区 | 対象区域 |
|--------------------|--|
| ①小坪周辺保全配慮地区 | 逗子マリーナの背後にある、斜面樹林と住宅が共存する区域 |
| ②大崎・披露山周辺保全配慮地区 | 大崎公園周辺から披露山公園、亀が岡団地を経て国道 134 号に至る、斜面樹林を中心とする区域 |
| ③久木周辺保全配慮地区 | 鎌倉逗子ハイランドと JR 横須賀線、久木川に囲まれた市街化区域内で斜面樹林と住宅が共存する区域 |
| ④山の根からアザリエ周辺保全配慮地区 | JR 逗子駅周辺の北側～アザリエ団地周辺の市街化区域で、第一運動公園を含むほか、斜面樹林と住宅が共存する区域 |
| ⑤沼間周辺保全配慮地区 | 逗子アーデンヒルを含む市街化区域で、計画的に開発された市街地とその周辺に斜面樹林が断片的に残る区域 |

②緑地保全の推進

- ・保全配慮地区内の緑地の維持・保全を図るとともに、緑地の担保性の向上を図ります。
- ・地区の状況を勘案し、将来的には必要に応じて特別緑地保全地区の指定を検討します。

| 地区 | 緑地保全の方向性 |
|--------------------|---------------------------------------|
| ①小坪周辺保全配慮地区 | 滝の谷緑地 保存樹林等 |
| ②大崎・披露山周辺保全配慮地区 | 披露山公園 大崎緑地 大崎公園 大崎緑地保存契約地 保存樹林等 |
| ③久木周辺保全配慮地区 | 名越緑地 歴史的風土保存地区 保存樹林等 |
| ④山の根からアザリエ周辺保全配慮地区 | 第一運動公園 保存樹林等 |
| ⑤沼間周辺保全配慮地区 | 保存樹林等 |

(4) 特別緑地保全地区における緑地保全の方針

■特別緑地保全地区の概要

特別緑地保全地区は、都市緑地法第12条に規定され、都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地、都市の歴史的・文化的価値を有する緑地、生態系に配慮したまちづくりのための動植物の生息、生育地となる緑地等の保全を図ることを目的として指定されます。

また、首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号）第5条に規定する近郊緑地特別保全地区は、近郊緑地保全区域のうち、首都およびその周辺の住民の健全な心身の保持および増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が著しく、かつ、特に良好な自然の環境を有する土地について指定され、特別緑地保全地区と同等な機能を有しています。

特別緑地保全地区では、建築物の建築等の行為は現状凍結的に制限されます。このため、損失補償等の観点から所有者から買入れ申出等があった場合は、その土地に対する買入れを行います。

■特別緑地保全地区の指定の基本的考え方

- ・特別緑地保全地区は、本市の樹林地の中で保全の必要性が高い樹林地に定めるものとし、以下の要件のいずれかに当てはまるものを指定候補地とします。
 - a. 保全配慮地区内で、みどり生きもののネットワーク軸の構成要素となる枢要な樹林地
 - b. 骨格緑地保全ゾーンかつ大規模緑地拠点のうち、三浦半島国営公園構想における「国営公園連携地区」（近郊緑地特別保全地区を指定）
- ・近郊緑地特別保全地区については、神奈川県と指定に向けた調整を進めます。

■特別緑地保全地区の指定・管理の方針

- ・2012年度（平成24年度）に実施した特別緑地保全地区指定方針の検討において、法規制状況及び自然環境評価システムにより指定候補地区の優先順位を整理しました。その結果から名越、白山、久木、山の根の4地区を特別緑地保全地区指定候補地としています。これら4候補地を保全の緊急性が特に高い緑地として位置づけ、特別緑地保全地区の指定を進めます。これらの候補地のうち、2014年度（平成26年度）に山の根の一部を特別緑地保全地区として指定しました。
- ・特別緑地保全地区指定後に市民利用が可能な場合は、公開するために必要な散策路や休憩施設などの整備や環境教育を進めるための標識や解説版などの自然観察設備の整備を検討します。
- ・樹木の育成・管理や生きものの生育・生息環境などの自然環境を保全するため、保護エリアの設置や管理用道路などの施設の整備を必要に応じて実施します。
- ・利用者等の安全を確保するために必要な柵等の施設について整備します。

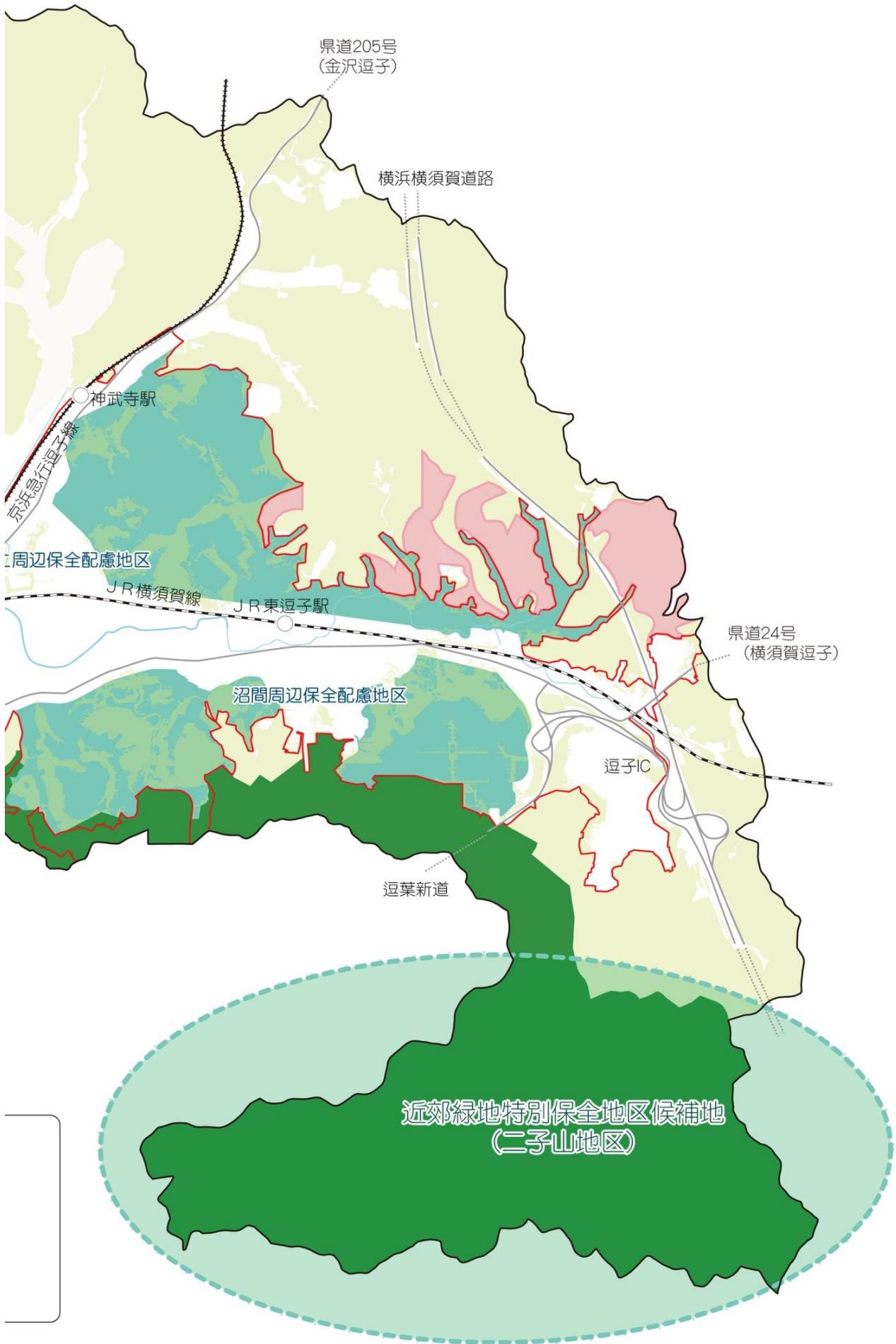
緑地の保全を重点的に進める方針図

- ・緑地の保全を重点的に進める方針図は、規模の大きな地域制緑地を中心とした樹林地保全の方針を示しています。
- ・特に保全の必要性の高い市街化区域内の樹林地に保全配慮地区を、中でも緊急性の高い地区に特別緑地保全地区候補地を位置づけています。



凡 例

- | | | | | | |
|--|----------------|--|-------------|--|-------|
| | 近郊緑地特別保全地区候補地 | | 保全配慮地区 | | 風致地区 |
| | 近郊緑地保全区域 | | 特別緑地保全地区候補地 | | 緑被地 |
| | 歴史的風土特別保存地区候補地 | | 特別緑地保全地区指定地 | | 市街化区域 |
| | 歴史的風土保存区域 | | 自然環境保全地域 | | 行政界 |



9. 緑化推進を重点的に進める地区の方針

逗子市の市街地は多くの人が集まる地域であり、まちに潤いややすらぎを与える緑化を推進する必要があります。ここでは、緑化推進を重点的に進めるための考え方について示すとともに、緑化を重点的に進める地区の方針を整理します。

(1) 緑化の推進を重点的に進めるための基本的考え方

■緑化推進重点地区の概要

緑化推進重点地区は、都市緑地法第4条において、「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」とされています。この都市緑地法の位置づけのほかに、本市においては、逗子市みどり条例第20条に基づき「緑化推進重点地区」を定めており、緑の基本計画に基づき、緑化推進重点地区を定めて緑化の推進を図るとともに、事業を行う者に対して支援することを示しています。このため、本計画では、都市緑地法における位置づけと、逗子市みどり条例による位置づけを兼ね備えた地区として「緑化推進重点地区」を定め、重点的に緑化施策を推進します。

緑化推進重点地区では、緑地協定及び市民緑地契約の締結、公共公益施設の緑化、民有地緑化に対する助成、都市公園の整備、市民緑地認定制度の活用等、当該地区において講じる緑化施策について定めることが可能です。

■緑化推進重点地区の設定の基本的考え方

- ・緑化推進重点地区は、都市緑地法運用指針を踏まえつつ、市街化区域内の以下の要件のいずれかに当てはまる地区を設定します。
 - a. 駅前等都市のシンボルとなる地区
 - b. 緑が少ない住宅地
 - c. 風致地区など都市の風致の維持が特に重要な地区
 - d. エコロジカルネットワークを形成する上で緑化の必要性が高い地区
 - e. 逗子市景観計画における景観形成重点地区

- ・上記を踏まえ、逗子駅周辺及び新逗子駅周辺、東逗子駅周辺地区、披露山・逗子海岸風致地区及び景観計画に位置づけられる歴史的景観保全地区について、これを緑化推進重点地区に位置づけ、緑化を重点的に進めます。

(2) 緑化を重点的に進める地区の方針

①緑化推進重点地区の区域

- ・緑化推進重点地区の区域は以下の通りです。

| 地区 | 対象区域 |
|------------------|--|
| ① 逗子駅周辺地区 | 都心と直結するJR逗子駅と京急新逗子駅の2つの駅と県道311号（鎌倉葉山）に囲まれた約30haの区域 |
| ②東逗子駅周辺地区 | 東逗子駅と主要地方道横須賀逗子線沿道周辺を含む区域 |
| ③風致地区及び歴史的景観保全地区 | 披露山・逗子海岸風致地区及び景観計画に位置づけられる歴史的景観保全地区の区域 |

②公共公益施設の緑化の推進

- ・緑化推進重点地区においては、緑化をけん引する地区となることから、多くの人が集う公共公益施設でのモデルとなる緑化を進めます。

| 地区 | 主な公共公益施設 |
|------------------|-----------------|
| ①逗子駅周辺地区 | 逗子駅・市役所・逗子文化プラザ |
| ②東逗子駅周辺地区 | 東逗子駅 |
| ③風致地区及び歴史的景観保全地区 | — |

③河川軸の形成

- ・河川などの水辺については、護岸や周辺施設の緑化により、自然を身近に感じられる河川を軸とした水辺環境の保全を図ります。

| 地区 | 主な河川 |
|------------------|--------|
| ①逗子駅周辺地区 | 久木川 |
| ②東逗子駅周辺地区 | 田越川 |
| ③風致地区及び歴史的景観保全地区 | 田越川河口部 |

④オープンスペースの確保

- ・公園等のオープンスペースの適切な配置について検討します。
- ・所有者の意向に配慮しつつ、樹林地や農地、空き地等を活用した市民緑地制度の活用等、オープンスペースの確保について検討します。

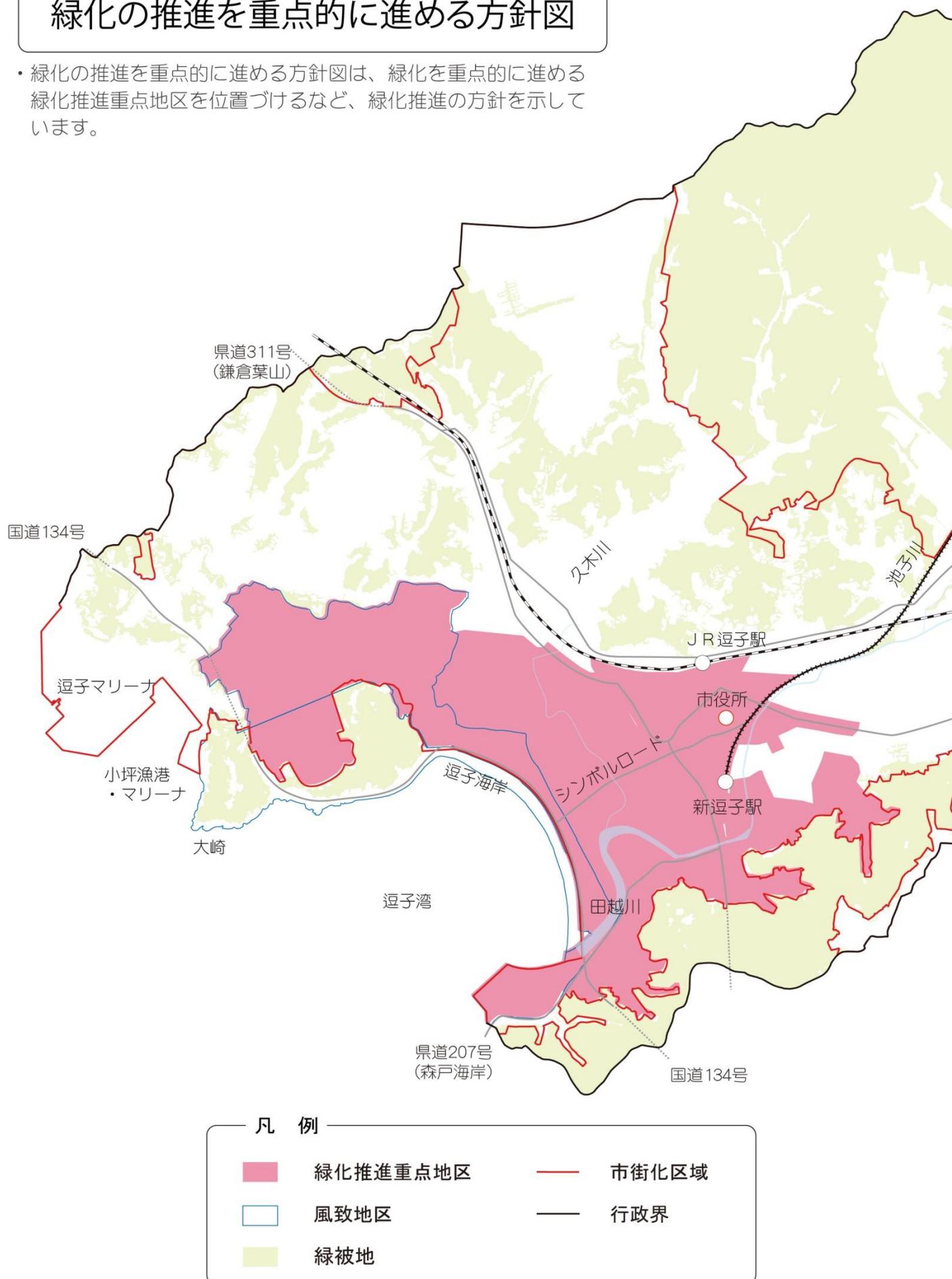
⑤景観計画等と連動した緑化の推進

- ・景観計画と連携し、生垣やシンボルツリーの植栽、屋上・壁面緑化を促進します。
- ・風致地区内では、逗子市風致地区条例に基づいた緑化を図ります。

| 地区 | | 緑化等の方針 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------|-----------|--|---------|------|---------|---------|-------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|---------|--------|-------|-------|--------|-------|
| ①逗子駅周辺地区 | | <p>【緑化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存樹木などは、極力これを保全する。 ・プランター、シンボルツリー、アクセントツリーなどで緑を演出する。 ・駅前広場・商店街沿いの開口部は、プランター等による緑化に努める。 <p>【駐車場の緑化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駅前広場及び商店街沿いで当該店舗と同一の敷地内に駐車場等を設ける場合、その囲障と場内は、緑化修景を施すなどのデザイン上の工夫による景観性の向上を図る。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ②東逗子駅周辺地区 | | <p>【敷地内の外構及び緑化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道路、沼間池子線、田越川に面する宅地においては、2階開口部と壁面は緑化に努める。 <p>【水辺との関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・田越川に面する敷地は敷地間口の長さの2/3以上を生け垣、植栽などにより緑化する。ただし、自然的・歴史的景観に配慮し、設置されていた垣、柵、門、扉等はこの限りではない。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ③風致地区及び歴史的景観保全地区 | 景観形成重点地区内 | <p>【敷地の緑被率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に緑地を確保し、緑豊かな街並み景観をつくる。 <p>【道路側緑化率】【垣・柵・門・扉等】【擁壁】【駐車場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生垣や自然素材を用いた地区の特徴的な垣、柵、門・扉等及び擁壁の設置により、地区の歴史性を感じさせる街並み景観を保全する。 ・クロマツなどの地域性を形成している景観木を保全するように努める。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 風致地区内 | <p>【緑地率】</p> <p>宅地の造成等が生じた場合、以下の表のとおり適切な植栽、保全により、緑を確保する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>行為面積</th> <th>第1種風致地区</th> <th>第4種風致地区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市街化区域</td> <td>500㎡以上</td> <td>20%以上</td> <td>20%以上</td> </tr> <tr> <td>500㎡未満</td> <td>10%以上</td> <td>10%以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市街化調整区域</td> <td>500㎡以上</td> <td>50%以上</td> <td>20%以上</td> </tr> <tr> <td>500㎡未満</td> <td>25%以上</td> <td>10%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>【植栽計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積の20%以上の植栽地の面積を確保し樹種は、将来において高・中・及び低木などが一体となって良好な自然的環境を形成するような計画となるよう努める。 | | 行為面積 | 第1種風致地区 | 第4種風致地区 | 市街化区域 | 500㎡以上 | 20%以上 | 20%以上 | 500㎡未満 | 10%以上 | 10%以上 | 市街化調整区域 | 500㎡以上 | 50%以上 | 20%以上 | 500㎡未満 | 25%以上 |
| | 行為面積 | 第1種風致地区 | 第4種風致地区 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市街化区域 | 500㎡以上 | 20%以上 | 20%以上 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 500㎡未満 | 10%以上 | 10%以上 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市街化調整区域 | 500㎡以上 | 50%以上 | 20%以上 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 500㎡未満 | 25%以上 | 10%以上 | | | | | | | | | | | | | | | | |

緑化の推進を重点的に進める方針図

- ・緑化の推進を重点的に進める方針図は、緑化を重点的に進める緑化推進重点地区を位置づけるなど、緑化推進の方針を示しています。





10. 市民協働を重点的に進める方針

本市では、公園や緑地の管理、花壇への花植え、里山の再生など、様々な場面で市民と連携しながら、協働によるみどりづくりを進めてきました。今や市民の活動がなくては成り立たない状況となっています。

さらには、保存樹林や保存樹木、生け垣の緑化など、多くの市民の力により、本市のみどりが守られ、創造されてきました。

今後は、より多くの市民が、身近なみどりに愛着を持ち、さらに多くの場面で活動に携われる仕組みをつくっていくことで、より一層の市民協働を進めていきます。

(1) 市民協働を重点的に進めるための基本的考え方

■市民協働の背景と必要性

みどり豊かな生活環境の形成は、市民の広範な参加、協力を得て、市街地の大半を占める民有地における緑地の保全や緑化の推進を図ることにより実現されます。本市では、市の行政活動における市民参加の対象、方法等を定め、市民参加を適正に運営することにより、市民の望む豊かで住みやすいまちを目指すことを目的として「逗子市市民参加条例」が定められています。これを背景に積極的な市民協働が進められてきました。

公園緑地については「逗子市の公園と緑地に関するアダプトプログラム」を定め、公園や緑地など、公共の場を「養子」にみたと、市民がボランティアとして里親になり「養子」である公園や緑地の美化・維持管理を自主的・主体的に行い、市がこれを支援するという制度が進められています。

また、景観政策においても、景観形成重点地区の景観ガイドラインや景観啓発冊子である「まちなみデザイン逗子」の刊行など、市民の自主的な景観形成を支援する取組が進められています。

2017年（平成29年）の都市緑地法改正では、民間団体が空き地等を緑地として保全・活用することを目的とした市民緑地制度の創設や民間団体や市民による自発的な緑地の保全、緑化の一層の推進を図る観点から「みどり法人制度」が拡充するなど、これまでの市民協働をより一歩進める国の制度の創設も進みつつあります。

以上のように、今後ますます緑地の保全や緑化の推進の観点からも市民協働の必要性が高まってくることから、本計画においても市民協働を重点的に進めていくことが求められています。

■本市におけるみどりの市民協働の考え方

- ・市民協働を進めるための基本的考え方として、現在進めているアダプトプログラムの維持・拡充を進めます。
- ・市民緑地制度の活用等、市民参加によるみどりづくりを進めることができる制度の活用を図ります。

(2) 市民協働を重点的に進める方針

①アダプトプログラムの推進

- ・公園と緑地に関するアダプトプログラムについて、市民参加による公園や里山の美化・維持管理を継続的に推進します。
- ・市は用具や機材の支給と貸し出し、保険への加入、アダプトサインの設置などの支援を図るとともに、公園・緑地を活用した創作活動などによる活用についても推進します。
- ・アダプトプログラムをさらに活性化するために、団体間の連携や意見交換の場を設けていきます。

②市民主体のみどりづくり

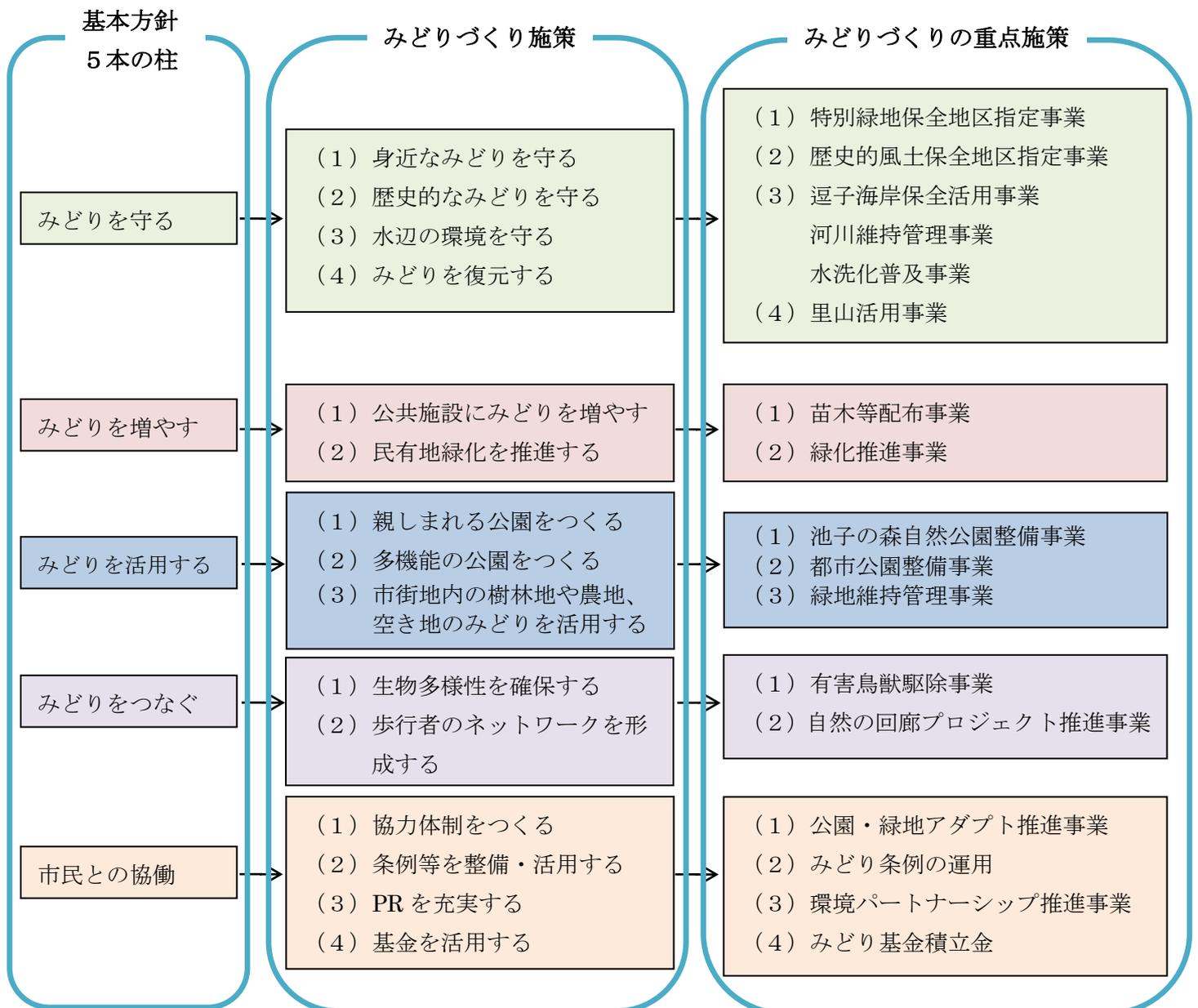
- ・景観計画やまちなみ景観形成施策と連携し、地域特性に応じたみどりのまちなみ景観の形成を推進します。
- ・緑地やオープンスペースの確保に向け、市街地内の樹林地や農地、空き地の活用について多面的な検討を図ります。緑地やオープンスペースの確保については、民間主体の取り組みを支援するよう、市民緑地制度の活用を図ります。

【第3部】事業進行管理の部

○第3部の構成

本計画では、「第1部 基本構想」において、「自然を大切にするまち」を基本理念として、「みどりの将来像」や「基本方針」を作成しています。この基本方針で5本の柱を定め、それに基づき「第2部 みどりづくり施策」を定めました。第3部では、第1部と第2部を踏まえて、みどりづくりの重点施策の具体的取り組みを中心にして、次のように構成します。

なお、みどりづくりの重点施策となる事業のうち、逗子市総合計画に位置付けられているリーディング事業及び逗子市環境基本計画に位置付けられている基幹計画事業については、それぞれの計画に掲載されている事業を緑の基本計画に再掲して位置付けています。そのため、上位計画における策定時期の違いによって、事業内容等に現況との差異があります。

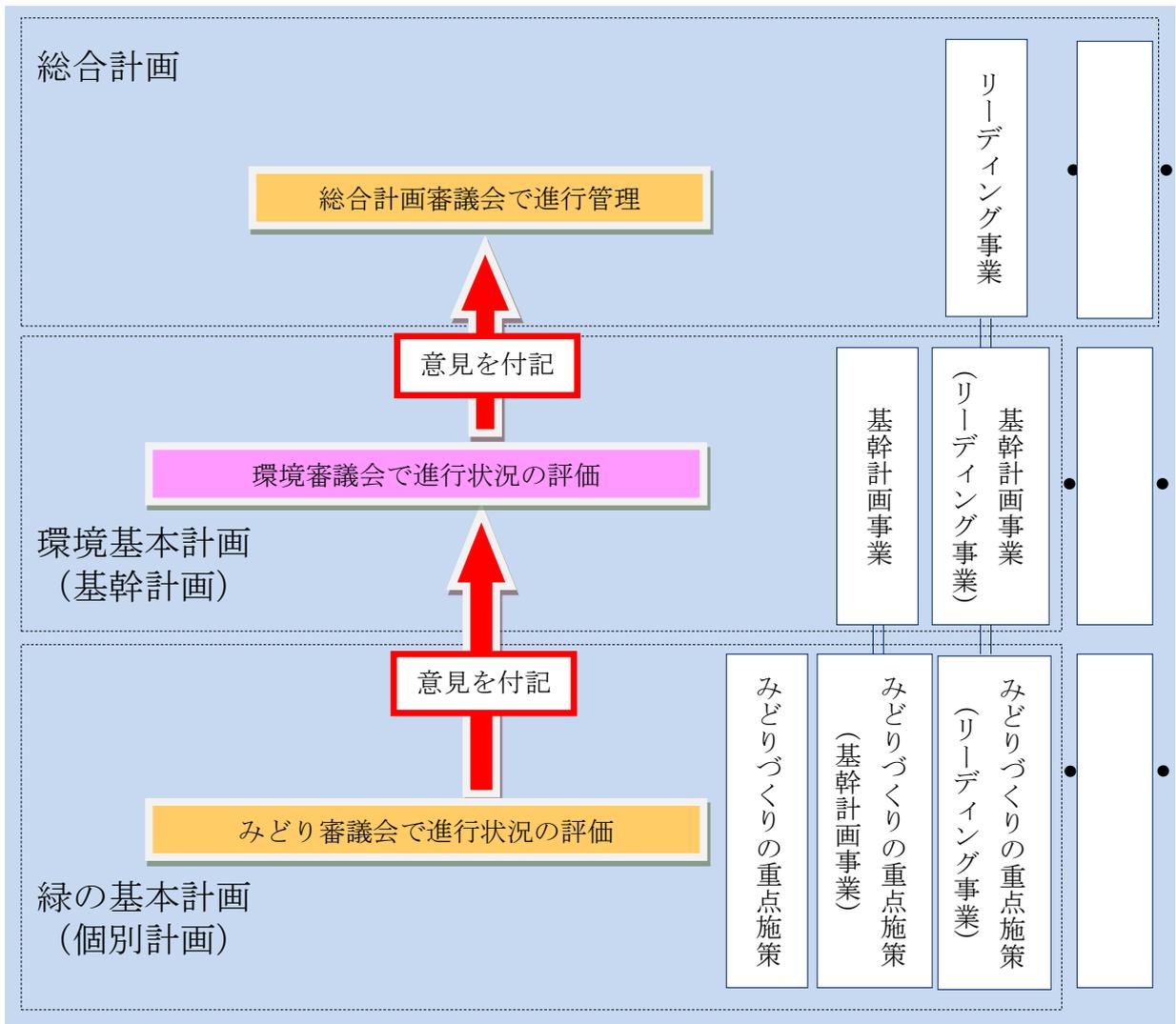


※第2部に記載されている、その他関連する取り組みについては、一覧表で示します。

○事業進行管理体制

第3部に記載されているみどりづくりの重点施策については、毎年、各所管からの進行状況をとりまとめ、逗子市みどり審議会にて進行状況の評価を行います。なお、みどりづくりの重点施策の中で、逗子市総合計画に位置づけられているリーディング事業及び逗子市環境基本計画に位置づけられている基幹計画事業については、逗子市みどり審議会における進行状況に関する意見等を踏まえて、逗子市環境審議会に報告します。その後、これらの事業は、逗子市環境審議会において、環境政策全体を踏まえた視点で議論され、最終的に総合計画審議会に報告されます。

<リーディング事業、基幹計画事業のイメージ図>



6-1 みどりを守る

(1) 身近なみどりを守る

【みどりづくりの重点施策】特別緑地保全地区及び保全配慮地区の指定推進

特別緑地保全地区指定事業（リーディング事業）

| 事業名 | 特別緑地保全地区指定事業 | 所管名 | 緑政課 |
|--|--|---|-----|
| 事業概要 | 目的：市街地を取り囲む緑豊かな樹林地を将来にわたり保全するため、樹林地を特別緑地保全地区に指定する。 対象：山林所有者 手段：特別緑地保全地区指定についての理解を求め、指定を行う。 | | |
| 主な事業内容 | | | |
| 2015（平成27）年度～2018（平成30）年度 | | 2019（平成31）年度～2022（平成34）年度 | |
| ○制度設計の見直し ・候補地見直し ・管理協定や買い取り制度に向けた財源確保の検討 ○指定に向けた取組み ・候補地の精査と所有者への意向調査。 ・地権者同意 ・都市計画決定に向けた作業、図書作成 ○2地区の指定を行う。 | | ○制度設計の見直し ・候補地見直し ・管理協定や買い取り制度に向けた財源確保の検討 ○指定に向けた取組み ・候補地の精査と所有者への意向調査。 ・地権者同意 ・都市計画決定に向けた作業、図書作成 ○3地区目の指定を行う。 | |
| 目標【2018（平成30）年度】 | | 現状【2013（平成25）年度末】 | |
| 特別緑地保全地区を全2地区指定している。 | | 指定されていない。 | |
| 目標【2022（平成34）年度】 | | 現状【2013（平成25）年度末】 | |
| 特別緑地保全地区を全3地区指定している。 | | 指定されていない。 | |

（その他関連する取り組み）

- ・市民の森の活用と維持整備の推進
- ・市民協力による樹木の維持管理体制の構築
- ・保存樹林・樹木制度の充実
- ・市民緑地制度の活用
- ・社寺林、屋敷林の保全
- ・景観資産の指定推進
- ・緑地保全のための優遇制度の検討
- ・風致地区条例の適正な運用

(2) 歴史的なみどりを守る

【みどりづくりの重点施策】名越切通周辺の保全推進

歴史的風土保存地区指定事業（基幹計画事業）

| | | | |
|--|--|---|-----|
| 事業名 | 歴史的風土保存地区指定事業 | 所管名 | 緑政課 |
| 事業概要 | <p>目的：歴史上意義を有する遺跡等と周囲の自然環境を一体的に保存するため、名越切通周辺の歴史的風土保存区域の枢要な部分を歴史的風土特別保存地区に指定する。</p> <p>対象：県、土地所有者</p> <p>手段：歴史的風土保存区域についての理解を求め、特別地区の指定を行う。</p> | | |
| 主な事業内容 | | | |
| 2015（平成27）年度～2018（平成30）年度 | | 2019（平成31）年度～2022（平成34）年度 | |
| <p>○指定に向けた取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県及び鎌倉市と調整を図る。 | | <p>○指定に向けた取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県及び鎌倉市と調整を図る。 ・土地所有者と調整を図る。 | |
| 目標【2018（平成30）年度】 | | 現状【2014（平成26）年度末】 | |
| 名越切通周辺の歴史的風土保存区域内の枢要な部分が、歴史的風土特別保存地区に指定されている。 | | 指定されていない。 | |
| 目標【2022（平成34）年度】 | | 現状【2014（平成26）年度末】 | |
| 名越切通周辺の歴史的風土保存区域内の枢要な部分が、歴史的風土特別保存地区に指定されている。 | | 指定されていない。 | |

（その他関連する取り組み）

- ・歴史的建造物と一体となったみどりの保全
- ・長柄桜山古墳群の保全推進

(3) 水辺の環境を守る

【みどりづくりの重点施策】 海岸の保全・美化の推進

逗子海岸保全活用事業（リーディング事業）

| | | | |
|---|--|---|-------|
| 事業名 | 逗子海岸保全活用事業 | 所管名 | 経済観光課 |
| 事業概要 | <p>目的：逗子海岸のあり方や保全・活用方法を検討し、ファミリービーチとして安全で快適に利用できる海岸をつくる。</p> <p>対象：市民、海岸利用者、海水浴客、観光客</p> <p>手段：海岸の美化（啓発、アダプトプログラムの推進、清掃等）、海水浴場の開設・運営、海浜公衆トイレの維持管理、海水浴場のあり方の検討と改善策の実施</p> | | |
| 主な事業内容 | | | |
| 2015（平成27）年度～2018（平成30）年度 | | 2019（平成31）年度～2022（平成34）年度 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○海水浴場のあり方の検討と改善策の実施 ○海岸の美化 ○海水浴場の開設・運営 ○海浜公衆トイレの維持管理 | | <ul style="list-style-type: none"> ○海水浴場のあり方の検討と改善策の実施 ○海岸の美化 ○海水浴場の開設・運営 ○海浜公衆トイレの維持管理 | |
| 目標【2018（平成30）年度】 | | 現状【2014（平成26）年度末】 | |
| 逗子海岸が安全で快適なファミリービーチとして維持されており、海水浴客数が30万人を超えている。 | | 201,300人 | |
| 目標【2022（平成34）年度】 | | 現状【2014（平成26）年度末】 | |
| 逗子海岸が安全で快適なファミリービーチとして維持されており、海水浴客数が40万人を超えている。 | | 201,300人 | |

◎環境基本計画における目標は、次のとおりです。

○アダプトプログラムによる海岸一斉清掃の参加者が年1,800人になっている。

（2013年：1,440人参加）

○現在の砂浜面積を維持するため、毎年500立方メートル以上の養浜対策を実施要請していく。（2013年：500立方メートル投入）

【みどりづくりの重点施策】河川の多自然化の推進

河川維持管理事業（基幹計画事業）

| 事業名 | 河川維持管理事業 | | 所管名 | 都市整備課 |
|------|---|--|--|-------------------------------|
| 事業概要 | <p>目的：周辺緑化や生態系の再生を意識した河川の整備・管理手法を推進し、多様な命を育む川とするとともに、遊歩道の舗装やベンチの設置等を通じて、誰もが楽しめる親水施設を整備し、水辺の環境を保全していくため、アダプト制度や市民、事業者との協働による一斉清掃等を通じて良好な水辺を継承していくこと。</p> <p>対象：河川</p> <p>手段：親水施設を整備することについて、要望・調査・検討を行う。</p> | | | |
| | 主な事業内容 | | | |
| | 2015（平成27）年度～2018（平成30）年度 | | 2019（平成31）年度～2022（平成34）年度 | |
| | <p>○親水施設等の設置の取り組み</p> <p>・県に対し、2級河川部分への親水施設等の設置要望</p> <p>○アダプト活動や清掃イベントの開催</p> | | <p>○親水施設等の設置の取り組み</p> <p>・県に対し、2級河川部分への親水施設等の設置要望</p> <p>○アダプト活動や清掃イベントの開催</p> | |
| | 目標【2018（平成30年）年度】 | | | 現状【2014（平成26）年度末】 |
| | <p>河川の親水施設を4箇所整備する。</p> <p>アダプトプログラムによる河川管理の箇所数が4箇所を維持している。</p> | | | <p>親水施設3箇所</p> <p>アダプト4箇所</p> |
| | 目標【2022（平成34）年度】 | | | 現状【2014（平成26）年度末】 |
| | <p>河川の親水施設を4箇所整備する。</p> <p>アダプトプログラムによる河川管理の箇所数が4箇所を維持している。</p> | | | <p>親水施設3箇所</p> <p>アダプト4箇所</p> |

【みどりづくりの重点施策】水洗化の普及等による水質改善

水洗化普及事業（基幹計画事業）

| | | | |
|-------------------------------------|--|-------------------------------------|------|
| 事業名 | 水洗化普及事業 | 所管名 | 下水道課 |
| 事業概要 | 目的：くみ取り便所、浄化槽を廃止し、水洗化していくことで水辺の環境や水質の保全を図る。 対象：公共下水道 手段：水洗化工事について理解を求める。 | | |
| 主な事業内容 | | | |
| 2015（平成27）年度～2018（平成30）年度 | | 2019（平成31）年度～2022（平成34）年度 | |
| ○公共下水道への接続促進 ・融資の斡旋、助成制度の周知方法の検討 | | ○公共下水道への接続促進 ・融資の斡旋、助成制度の周知方法の検討 | |
| 目標【2018（平成30）年度】 | | 現状【2014（平成26）年度末】 | |
| 水洗化率が98%になっている。 | | 97.8% | |
| 目標【2022（平成34）年度】 | | 現状【2014（平成26）年度末】 | |
| 水洗化率が98%になっている。 | | 97.8% | |

（その他関連する取り組み）

- ・海辺のまちなみ景観の保全
- ・森戸川源流域の一体的な保全
- ・養浜対策の推進

(4) みどりを復元する

【みどりづくりの重点施策】 里山活用事業の推進

里山活用事業

| 事業名 | 里山活用事業 | 所管名 | 緑政課 |
|---|---|-----|-----|
| 事業概要 | 目的：名越緑地（里山）を再生し、維持管理や利活用を行う。 対象：市民 手段：逗子名越緑地里山の会と里親契約を結ぶ。 | | |
| 主な事業内容 | | | |
| 2018（平成30）年度～2022（平成34）年度 | | | |
| ○アダプト活動による里山の維持管理を行う。 ○こんちゅう観察会等の自然観察の実施 ○自然体験イベントの実施 | | | |

（その他関連する取り組み）

- ・ 開発時における樹木の保全及びみどりの復元の実施

6-2 みどりを増やす

(1) 公共施設にみどりを増やす

【みどりづくりの重点施策】 市民参加による公共施設緑化の推進

苗木等配布事業

| 事業名 | 苗木等配布事業 | 所管名 | 緑政課 |
|---------------------------------------|--|-----|-----|
| 事業概要 | 目的：公園・緑地に花苗を配布することにより、みどりのまちづくりの推進及び都市環境の向上を図る。 対象：市民 手段：公園・緑地に花苗を配付し、市民団体による植え替え及び維持管理等を行う。 | | |
| 主な事業内容 | | | |
| 2018（平成30）年度～2022（平成34）年度 | | | |
| ○公園・緑地に花苗を配布する。 ○フラワーサークルの活動をPRする。 | | | |

(その他関連する取り組み)

- ・花咲計画等への協力
- ・公共公益施設の計画的緑化
- ・ポケットパーク等の整備
- ・まちのビオトープづくりの推進

(2) 民有地緑化を推進する

【みどりづくりの重点施策】 みどりのまちなみ景観形成の推進

緑化推進事業（基幹計画事業）

| 事業名 | 緑化推進事業 | 所管名 | 緑政課 |
|---|---|--|-----|
| 事業概要 | 目的：市街地の緑を増やし、みどり豊かでうるおいのある住環境を創出する。 対象：市民 手段：シンボルツリー・生垣用樹木の配布及び、壁面緑化工事費用の一部を助成する。 | | |
| 主な事業内容 | | | |
| 2015（平成27）年度～2018（平成30）年度 | | 2019（平成31）年度～2022（平成34）年度 | |
| ○樹木の配布 ・シンボルツリー・生垣用の樹木配布 ○壁面緑化工事費の一部助成 | | ○樹木の配布 ・シンボルツリー・生垣用の樹木配布 ○壁面緑化工事費の一部助成 | |
| 目標【2018（平成30）年度】 | | 現状【2014（平成26）年度末】 | |
| 市全域の緑被率約60%を維持する。 シンボルツリーの苗木配布数が累計30件になっている。 | | シンボルツリー 9件 | |
| 目標【2022（平成34）年度】 | | 現状【2014（平成26）年度末】 | |
| 市全域の緑被率約60%を維持する。 シンボルツリーの苗木配布数が累計60件になっている。 | | シンボルツリー 9件 | |

（その他関連する取り組み）

- ・緑地協定等の締結推進
- ・オープンガーデンの実施

6-3 みどりを活用する

(1) 親しまれる公園をつくる

【みどりづくりの重点施策】池子の森自然公園の整備・活用

池子の森自然公園整備事業（リーディング事業）

| 事業名 | 池子の森自然公園整備事業 | 所管名 | 緑政課 |
|---|--|---------------------------|-----|
| 事業概要 | 目的：池子の森自然公園基本計画に基づき、安全で快適な都市公園として整備を図る。 対象：公園利用者 手段：各公園施設の実施設設計をし、公園施設を整備する。 | | |
| 主な事業内容 | | | |
| 2015（平成27）年度～2018（平成30）年度 | | 2019（平成31）年度～2022（平成34）年度 | |
| ○開園に向けた整備 ・メインエントランス、トイレ、駐輪駐車場、ドッグラン等の整備 ○アーチェリー場の整備（文化スポーツ課） ○子ども遊び広場、プレイリーダー詰所、野外活動施設等の整備（児童青少年課） ○文化財展示収蔵施設新築工事（社会教育課） | | / | |
| 目標【2018（平成30）年度】 | | 現状【2013（平成25）年度末】 | |
| 池子の森自然公園の整備が完了している。 | | 基本計画を策定した。 | |
| 目標【2022（平成34）年度】 | | 現状【2013（平成25）年度末】 | |
| | | | |

（その他関連する取り組み）

- ・公園長寿命化計画の推進
- ・公園の活性化に関する協議会設置の検討

(2) 多機能の公園をつくる

【みどりづくりの重点施策】公園の多面的な活用方策の検討

都市公園整備事業（基幹計画事業）

| | | | |
|----------------------------|--|---------------------------|-----|
| 事業名 | 都市公園整備事業 | 所管名 | 緑政課 |
| 事業概要 | 目的：安全で快適な都市公園としての整備を図る。 対象：公園利用者 手段：各公園施設の実施設計を行い、公園施設を整備する。 | | |
| 主な事業内容 | | | |
| 2015（平成27）年度～2018（平成30）年度 | | 2019（平成31）年度～2022（平成34）年度 | |
| 適正な維持管理を実施していく | | 適正な維持管理を実施していく | |
| 目標【2018（平成30）年度】 | | 現状【2014（平成26）年度末】 | |
| 市民一人あたり都市公園面積が10平方メートルになる。 | | 15.56平方メートル | |
| 目標【2022（平成34）年度】 | | 現状【2014（平成26）年度末】 | |
| 市民一人あたり都市公園面積が10平方メートルになる。 | | 15.56平方メートル | |

（その他関連する取り組み）

- ・高齢者や障がい者も気軽に利用できる公園づくり
- ・防災に配慮した公園づくり
- ・公園の配置と機能の再編等に関する検討

(3) 市街地内の樹林地や農地、空き地のみどりを活用する

【みどりづくりの重点施策】市街地内の樹林地や農地、空き地の活用
緑地維持推進事業

| 事業名 | 緑地維持管理事業 | 所管名 | 緑政課 |
|--|--|-----|-----|
| 事業概要 | 目的：緑地の維持管理を行い、緑豊かな自然環境を享受する。 対象：市民 手段：適切な緑地の維持管理を行う。 | | |
| 主な事業内容 | | | |
| 2018（平成30）年度～2022（平成34）年度 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○緑地の草刈りや危険木・支障木等の伐採を行う。 ○民間活力を活用した緑地維持管理の手法を検討する。 ○市民の森等の民有林保全手法の検討 ○公園が不足している地域での緑地やオープンスペースの確保の検討 | | | |

(その他関連する取り組み)

- ・緑地の維持管理や市民緑地制度の活用を検討
- ・生産緑地地区の保全・活用策の検討

6-4 みどりをつなぐ

(1) 生物多様性を確保する

【みどりづくりの重点施策】 外来生物による被害の防除

有害鳥獣駆除事業

| 事業名 | 有害鳥獣駆除事業 | 所管名 | 緑政課 |
|---|---|-----|-----|
| 事業概要 | 目的：生態系保護及び外来生物などによる生活・農業被害対策を行う。 対象：市民 手段：特定外来生物による被害の発生場所や生息地と思われる山林に、市民の協力及び専門業者への委託により捕獲檻を仕掛け、捕獲・駆除する。 | | |
| 主な事業内容 | | | |
| 2018（平成30）年度～2022（平成34）年度 | | | |
| ○有害鳥獣の捕獲・駆除を実施する。 ○在来種の保護及び外来生物への対応に関する啓発を実施する。 ○横須賀三浦地域鳥獣対策協議会への参加 | | | |

(その他関連する取り組み)

- ・三浦半島国営公園構想の推進
- ・生態的連続性の確保
- ・自然林の積極的保全
- ・道路緑化の推進
- ・みどりと生きもののネットワーク軸の普及啓発
- ・多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議への参加

(2) 歩行者のネットワークを形成する

【みどりづくりの重点施策】自然の回廊プロジェクトの推進

自然の回廊プロジェクト推進事業（リーディング事業）

| 事業名 | 自然の回廊プロジェクト推進事業 | 所管名 | 経済観光課 |
|---|---|---|-------|
| 事業概要 | <p>目的：市民や逗子を訪れた人々が安らぎ、遊び、憩える場所となるように、逗子全体を自然の回廊として整備することにより、逗子の魅力を高め、多くの人々に認知、活用されるようにする。</p> <p>対象：市民、来訪者</p> <p>手段：市内の史跡や文化を伝えるポイント（拠点）に、誰が見ても見やすく、そして、知的興味が得られるような案内板を設置する。ハイキングコースを中心に、安全に歩けるように道標やマップなどの設置整備を進める。また、簡易ベンチなどの環境整備を進める。自然回廊マップや冊子による紹介を進め、回廊ウォーキングラリーなどの啓発イベントを開催する。</p> | | |
| | <p>主な事業内容</p> | | |
| 2015（平成27）年度～2018（平成30）年度 | | 2019（平成31）年度～2022（平成34）年度 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○案内板等の設置 ○自然の回廊マップの作成 ○市民協働によるイベントの実施 | | <ul style="list-style-type: none"> ○案内板等の設置、維持管理の実施 ○自然の回廊マップの作成 ○市民協働によるイベントの実施 ○各課の事業との連携 | |
| <p>目標【2018（平成30）年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然の回廊マップが作成されている。 | | <p>現状【2013（平成25）年度末】</p> <p>作成されていない。</p> | |
| <p>目標【2022（平成34）年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道標や説明板の設置済みコースが100パーセントになっている。 | | <p>現状【2013（平成25）年度末】</p> <p>すべてのコースへの設置ができていない。</p> | |

（その他関連する取り組み）

- ・河川管理用通路の遊歩道化
- ・日常的な歩行者ネットワークの形成推進
- ・ハイキングコースの適正な維持管理

6-5 市民との協働

(1) 協力体制をつくる

【みどりづくりの重点施策】アダプトプログラムの推進

公園・緑地アダプト推進事業（基幹計画事業）

| | | | |
|--------------------------------------|--|--|-----|
| 事業名 | 公園・緑地アダプト推進事業 | 所管名 | 緑政課 |
| 事業概要 | 目的：公園及び緑地において、市民協働による適正な維持管理を行う。 対象：市民 手段：里親契約を結ぶ。 | | |
| 主な事業内容 | | | |
| 2015（平成27）年度～2018（平成30）年度 | | 2019（平成31）年度～2022（平成34）年度 | |
| ○アダプト活動の積極的な推進を行う。 | | ○アダプト活動の積極的な推進を行う。 | |
| 目標【2018（平成30）年度】 | | 現状【2014（平成26）年度末】 | |
| ○公園において里親契約を結んでいる箇所数の割合が50%以上になっている。 | | ○公園アダプト 32.5%（83箇所中27箇所） ○緑地アダプト 25箇所 | |
| 目標【2022（平成34）年度】 | | 現状【2014（平成26）年度末】 | |
| ○公園において里親契約を結んでいる箇所数の割合が50%以上になっている。 | | ○公園アダプト 32.5%（83箇所中27箇所） ○緑地アダプト 25箇所 | |

（その他関連する取り組み）

- ・団体間の連携推進
- ・学校との連携推進
- ・リーダー等の育成
- ・各種奨励金、助成金制度の見直し
- ・顕彰制度の検討

(2) 条例等を整備・活用する

【みどりづくり重点施策】みどり条例の運用

みどり条例の運用

| 事業名 | みどり条例の運用 | 所管名 | 緑政課 |
|---|---|-----|-----|
| 事業概要 | <p>目的：良好な自然環境を有する緑地等を保全するとともに緑化の推進を図り、市民が健康でみどり豊かな潤いのある日常生活を営めるよう、みどりとのふれあいの場の環境整備を図ることを目的とする。</p> <p>対象：市民、事業者及び土地所有者</p> <p>手段：みどり条例を適切に運用する。</p> | | |
| 主な事業内容 | | | |
| 2018（平成30）年度～2022（平成34）年度 | | | |
| <p>○条例を適正に運用する。</p> <p>○条例に規定されている制度及び施策を推進する</p> <p>○条例に基づいた緑化の推進について、周知・啓発を行う</p> | | | |

(その他関連する取り組み)

- ・景観計画・景観条例の活用と連携
- ・まちづくり条例等の推進
- ・良好な都市環境をつくる条例の推進

(3) PRを充実する

【みどりづくり重点施策】多角的な緑化教育の推進

環境パートナーシップ推進事業（基幹計画事業）

| 事業名 | 環境パートナーシップ推進事業 | | 所管名 | 環境都市課 |
|--|---|--|---|-------|
| 事業概要 | <p>目的：逗子市環境基本計画・行動等指針の推進、計画目標の実現のために、市民、事業者、市が主体的に、又は協働による具体的な行動を実行する。また、次世代を担う子どもたちに自然環境を保全することへの関心を高める。</p> <p>対象：市民、事業者</p> <p>手段：逗子市環境基本計画・行動等指針などに基づく施策の実践、活動支援を行うため、意識啓発イベント、自然観察会。</p> | | | |
| 主な事業内容 | | | | |
| 2015（平成27）年度～2018（平成30）年度 | | 2019（平成31）年度～2022（平成34）年度 | | |
| <input type="checkbox"/> かんきょう連続講演会の実施 <input type="checkbox"/> 環境月間イベントの開催 <input type="checkbox"/> 出前授業の講師派遣 <input type="checkbox"/> 自然観察会開催 | | <input type="checkbox"/> かんきょう連続講演会の実施 <input type="checkbox"/> 環境月間イベントの開催 <input type="checkbox"/> 出前授業の講師派遣 <input type="checkbox"/> 自然観察会開催 | | |
| 目標【2018（平成30）年度】 | | | 現状【2014（平成26）年度末】 | |
| <input type="checkbox"/> 市民団体による自然体験学習の参加者が年に約150人になる。 <input type="checkbox"/> 市民団体等により実施する出前授業が各学校にて行われる。 | | | <input type="checkbox"/> 約100人 <input type="checkbox"/> 340人（累計） | |
| 目標【2022（平成34）年度】 | | | 現状【2014（平成26）年度末】 | |
| <input type="checkbox"/> 市民団体による自然体験学習の参加者が年に約200人になる。 <input type="checkbox"/> 市民団体等により実施する出前授業が各学校にて行われる。 | | | <input type="checkbox"/> 約100人 <input type="checkbox"/> 340人（累計） | |

（その他関連する取り組み）

- ・ホームページの活用
- ・景観まちづくりと連携したみどりづくりの推進
- ・市民参加によるみどりの調査の推進
- ・市民参加による自然観察や体験の機会の創出

(4) 基金を活用する

【みどりづくり重点施策】基金の有効活用の推進

みどり基金積立金

| 事業名 | みどり基金積立金 | 所管名 | 緑政課 |
|---|--|-----|-----|
| 事業概要 | <p>目的：市内の良好な自然環境や歴史的環境を保全するため、緑地等を緊急に取得する経費や緑化の推進を図る事業に充てる場合に備え、基金を積み立てる。</p> <p>対象：市民等</p> <p>手段：寄附金、環境保全協力費、市積立金（マッチングギフト）</p> | | |
| 主な事業内容 | | | |
| 2018（平成30）年度～2022（平成34）年度 | | | |
| <p>○基金を積み立てる。</p> <p>○基金の積み立てに関する周知・啓発を行う。</p> <p>○基金の有効活用に向けて、みどり審議会での審議を行う。</p> | | | |

（その他関連する取り組み）

- ・マッチングギフト等の推進
- ・基金の積み立て推進

関連する取り組み一覧表

| 基本方針 | みどりづくり施策 | 関連する取り組み | 取り組み内容 | 所管課 |
|------------|--------------------------|---------------------|--|-----|
| みどりを 守る | (1) 身近な みどりを 守る | 市民の森の活用と維持整備の推進 | みどり条例に位置づけられる市民の森については、面積要件の緩和等、契約締結を推進するための方策を検討し、市街地周辺の樹林の有効な保全方策として有効に活用します。 市民の森契約を締結後、一般公開する場合は、簡易な整備等を図り、市民の協力のもと維持管理を進めます。 | 緑政課 |
| | | 市民協力による樹林の維持管理体制の構築 | 地域制緑地の指定された樹林のうち、維持管理が特に必要なものについて、土地所有者と市民参加による樹林の維持管理に関する協定等を結ぶことが可能となる体制づくりを検討します。 | 緑政課 |
| | | 保存樹林・樹木制度の充実 | 市街地内に存在する樹林・樹木については、逗子すみどり条例にもとづく保存樹林、保存樹木の指定を推進し、市街地内の貴重なみどりの保全を図ります。 | 緑政課 |
| | | 市民緑地制度の活用 | 保全配慮地区内を中心に、私有樹林について都市緑地法にもとづく市民緑地契約の締結を推進します。 | 緑政課 |
| | | 社寺林、屋敷林の保全 | 社寺林、屋敷林については、郷土の歴史的・生態的に重要な緑地として、保存樹林や保存樹木等の指定を図り、奨励金による所有者の負担軽減と永続的な保全を図ります。 | 緑政課 |

| 基本方針 | みどりづくり施策 | 関連する取り組み | 取り組み内容 | 所管課 |
|------------|---------------------------|---------------------|---|---------------------|
| みどりを 守る | (1) 身近な みどり を守る | 景観資産の指定推進 | 「景観資産の指定方針」にもとづき、指定を推進し、良好な緑の景観の形成を図ります。 | まちづくり 景観課 |
| | | 緑地保全のための優遇制度の検討 | 都市緑地法や逗子市みどり条例にもとづく各緑地の保全区域等について、固定資産税の低減など税制的な優遇措置による所有者の負担軽減を検討します。 | 緑政課 |
| | | 風致地区条例の適正な運用 | 市内の風致を維持するために、風致地区条例の適正な運用を図ります。 | 緑政課 まちづくり 景観課 |
| | (2) 歴史的 なみどり を守る | 歴史的建造物と一体となったみどりの保全 | 旧脇村邸については、今後とも歴史的建造物と庭園、その周辺の樹林等を蘆花記念公園として一体的に保全を図ります。 また、旧別荘地一帯については、「歴史的景観保全地区の景観計画と景観ガイドライン」にもとづき、歴史的景観の保全・形成を図るとともに、保存樹木の指定を推進し、歴史的なみどり空間の保全を図ります。 | 緑政課 まちづくり 景観課 |
| | | 長柄桜山古墳群の保全推進 | 長柄桜山古墳群については、国指定史跡として「長柄桜山古墳群整備基本計画」等に基づき、葉山町等と連携しながら適切な保全と活用を進めます。長柄桜山古墳群及びその周辺については近郊緑地保全区域として今後とも保全を図ります。 | 社会教育課 |
| | | | | |

| 基本方針 | みどりづくり施策 | 関連する取り組み | 取り組み内容 | 所管課 |
|------------|-------------------------|-------------------------|---|---------------------|
| みどりを 守る | (3) 水辺の 環境を 守る | 海辺のまちなみ景観の保全 | 風致地区を引き続き指定し、建ぺい率や建物の高さの制限、建築物等の色彩の変更等を規制による良好な景観の保全を図ります。また、逗子市景観条例及び「歴史的景観保全地区の景観計画と景観ガイドライン」にもとづき良好な海辺のまち並み景観の形成を図ります。 | 緑政課 まちづくり 景観課 |
| | | 森戸川源流域の一体的な保全 | 森戸川源流域については、引き続き近郊緑地特別保全地区の指定に向けた調整を県と進めるとともに、葉山町と連携しながら、自然のままの河川形態としての保全を推進します。また、砂防指定地域については、自然環境が損なわれないよう、県と調整しながら維持管理を進めます。 | 緑政課 都市整備課 |
| | | 養浜対策の推進 | 逗子海岸については、近年、砂の流出による砂浜の狭さく化がみられることから、養浜対策について県に要請します。また、関係機関を通じ、国に対して養浜対策の技術的支援を要請し、養浜対策のための調査と効果的な対策を検討していきます。また、漂着した海藻の処理策、砂質改良等についても引き続き研究を進めます。 | 経済観光課 |
| | (4) みどりを 復元 する | 開発時における樹林の保全及びみどりの復元の実施 | 開発の際には「逗子市まちづくり条例」や「逗子市の良好な都市環境をつくる条例」に従って、ミテイゲーションを実施し、樹林の保全およびみどりの復元を図ります。また、残されたみどりに担保性を持たせるため、市への移管や緑地協定の締結を推進します。 | まちづくり 景観課 |

| 基本方針 | みどりづくり施策 | 関連する取り組み | 取り組み内容 | 所管課 |
|---------|---------------------|--------------|--|-------|
| みどりを増やす | (1) 公共施設にみどりを増やす | 花咲計画等への協力 | <p>花咲(はなさか)計画推進協議会の活動について、活動の支援や市の事業等との連携を図り、桜によるみどりづくりを推進します。</p> <p>また、商工会女性部による花いっぱい計画の活動の支援を推進します。これらの活動について市の各種媒体によりPRし、市民のみどりに対する意識の高揚を図ります。</p> | 経済観光課 |
| | | 公共公益施設の計画的緑化 | <p>逗子市景観条例および逗子市の良好な都市環境をつくる条例にもとづき、今後整備する公共公益施設について、敷地面積20%以上の緑化となるよう計画的な緑化を推進します。また、必要に応じて屋上緑化や壁面緑化についても積極的に取り組んでいきます。</p> <p>なお、公共公益施設の敷地内緑化にあたっては、接道部緑化を中心に推進するとともに、その取り組みと併せて、可能な限り市民の利用できる小規模なオープンスペースの確保を図ります。また、適正な維持管理を進め、逗子の風致・景観にふさわしい質的向上を目指します。</p> | 緑政課 |
| | | ポケットパーク等の整備 | <p>利用されていない土地等を活用してまちなかに小さなスペースを確保し、市民のいこいの場となるポケットパークの設置を進めます。維持管理については、アダプトプログラムを活用して市民参加の美化・維持管理を図ります。</p> | 都市整備課 |

| 基本方針 | みどりづくり施策 | 関連する取り組み | 取り組み内容 | 所管課 |
|----------|---------------------|--------------------|---|-----|
| みどりを増やす | (1) 公共施設にみどりを増やす | まちのビオトープづくりの推進 | 公共施設の敷地内にとんぼ池等の水辺づくりや、本市に自生するような樹木、草花等による緑化を推進し、生態的ネットワークの構成要素として生き物が生息、休息でき、生き物と市民が共存できる空間（まちのビオトープ）の形成を推進します。 | 緑政課 |
| | (2) 民有地緑化を推進する | 緑地協定等の締結推進 | 現在良好なみどりのまちなみが形成されている地区、今後新たな開発により市街地が形成される地区については、緑地協定の締結推進や、地区計画による計画的な緑地の保全と緑化を推進し、みどり豊かな市街地づくりを図ります。 | 緑政課 |
| | | オープンガーデンの実施 | 一定のルールの下に、個人の庭を一般の人に開放するオープンガーデンについて、本市の実情に合った手法について実施に向けた検討を進めます。 | 緑政課 |
| みどりを活用する | (1) 親しまれる公園をつくる | 公園長寿命化計画の推進 | 公園施設長寿命化計画等に基づき、老朽化した身近な公園については、計画的なリニューアル（再整備）を推進します。なお、公園整備にあたっては、市民ニーズを踏まえ実施します。 | 緑政課 |
| | | 公園の活性化に関する協議会設置の検討 | 市民・事業者等のアイデアを活かした公園の活性化に関する取り組みを実施するために、協議会の設置について、検討します。 | 緑政課 |
| | | 公園の配置と機能の再編等に関する検討 | 公園に対するニーズの多様化に対応するため、社会情勢の変化に合わせて、公園の再編等の検討を進めます。また、再編等にあたっては、市民参加を図りつつ推進します。 | 緑政課 |

| 基本方針 | みどりづくり施策 | 関連する取り組み | 取り組み内容 | 所管課 |
|----------|---------------------------------|------------------------|--|-------|
| みどりを活用する | (2) 多機能の公園をつくる | 高齢者や障がい者も気軽に利用できる公園づくり | 公園の新設および再整備に合わせて、入り口へのスロープの設置や、遊具、休養・便益施設等の使い勝手の向上など全ての人が利用しやすいデザイン(ユニバーサルデザイン)を考慮した公園づくりを推進します。 | 緑政課 |
| | | 防災に配慮した公園づくり | 大規模災害発生時における火災からの一時的な避難場所として、火災時の焼け止まりとなり、避難者の安全が確保されるよう、建物に隣接する公園外周部へ防火・耐火性に優れたサンゴジュ等の常緑広葉樹による緑化を進めます。 また、避難所に指定される市内各小学校に常緑広葉樹の森(いのちの森)の整備を推進します。 | 緑政課 |
| | (3) 市街地内の樹林地や農地、空き地のみどりを活用する | 市民緑地制度の活用検討 | 街区公園が不足している地区において、公園の確保が困難な場合に市民緑地制度等を活用し、オープンスペースなどを確保することを検討します。 | 緑政課 |
| | | 生産緑地地区の保全・活用策の検討 | 生産緑地地区については市街地内の貴重な農業景観の構成要素として、所有者の意向を踏まえつつ、その継続的な保全と、農地としての適切な維持管理を指導する。また、農作業体験・交流の場など、多面的な活用方策について、今後調査・検討を進めます。 | 経済観光課 |

| 基本方針 | みどりづくり施策 | 関連する取り組み | 取り組み内容 | 所管課 |
|-------------|-------------------------------|-------------------|---|-----|
| みどりを つなぐ | (1) 生物多 様性を 確保す る | 三浦半島国営公園構想の 推進 | <p>二子山地区については、引き続き近郊緑地特別保全地区の指定に向けた調整を県と進めるとともに、市民協働による維持管理を推進します。</p> <p>池子の森自然公園・緑地の後背地及び神武寺地区については、生態系が適切に保全されるよう三浦半島国営公園の将来位置づけを協議する地区としてその保全を図っていくことを関係機関に要請します。</p> | 緑政課 |
| | | 生態的連続性の確保 | <p>既存の地域制緑地を継続的に指定するとともに、県の線引き見直しに合わせて、斜面樹林を主体とした市街化区域縁辺部の地区について、関係機関や地権者との調整のもと市街化調整区域への編入を図り、市街地を取り囲む樹林を連続的・一体的に保全し、生態的連続性の確保を図ります。</p> | 緑政課 |
| | | 自然林の積極的保全 | <p>本市にまともに残されているタブ林、マサキトベラ林、スダジイ林等の自然林については、施設緑地、地域制緑地等として優先的に保全を図ります。</p> <p>これらの樹林については、人の立ち入りを制限する等の保全策についても検討します。</p> | 緑政課 |

| 基本方針 | みどりづくり施策 | 関連する取り組み | 取り組み内容 | 所管課 |
|-------------|---------------------------------------|----------------------------|--|--------------|
| みどりを つなぐ | (1) 生物多 様性を 確保す る | 道路緑化の推進 | 鳥などの生き物が安心して市街地内へと訪れることができるエコロジカルネットワークを形成するため、主な市道沿いやポケットパークの街路樹や草花等による緑化を推進し、まちなみ景観の向上とまちなかへの生物多様性の確保を図ります。緑化のための十分な幅員がとれない道路への有効な緑化手法を検討します。また、生活道路等については、生垣助成制度を活用し、沿道の生垣化等によりみどりを確保します。 | 都市整備課 緑政課 |
| | | みどりと生きもののネットワーク軸の普及啓発 | 核となる森林、丘陵の樹林の連続的保全と、河川および道路等を枝葉のように身近な庭先まで結ぶ、みどりと生きもののネットワーク軸の考え方について、各種媒体によるPRを推進し、エコロジカルネットワーク形成についての市民への普及啓発を図ります。 | 緑政課 |
| | | 多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議への参加 | 広域的な緑のネットワークを骨幹とした市町を超えた広域的連携による緑と水景の保全・再生・創出を目的に発足した、多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議に参加します。 | 緑政課 |
| | (2) 歩行者 ネット ワーク を形成 する | 河川管理用通路の遊歩道化 | 田越川河川環境整備基本計画にもとづき整備された、インターロッキング遊歩道や休憩用のベンチ、藤棚が河川と一体となった親水性のある空間を維持するとともに、その他の河川についても、河川と一体となった親水性のある遊歩道の整備を関係機関と協議していきます。 | 都市整備課 |

| 基本方針 | みどりづくり施策 | 関連する取り組み | 取り組み内容 | 所管課 |
|-------------|---------------------------------------|------------------------|--|----------------|
| みどりを つなぐ | (2) 歩行者 ネット ワーク を形成 する | 日常的な歩行者ネット ワークの形成推進 | 幹線道路の歩道の整備を推進し、 歩行者が安心して移動できる歩行 者空間の確保に努めます。 また、自動車と歩行者・自転車が 共存できるようなルールや周知・ 啓発を推進します。 | 都市整備課 環境都市課 |
| | | ハイキングコースの適正 な維持管理 | ハイキングコース内の草刈りや倒 木・危険木の処理等の適切な維持 管理を進めます。また、ハイキン グコースにおけるアダプトプログ ラム等の市民団体による維持管理 制度導入を検討します。 | 緑政課 |
| 市民との 協働 | (1) 協力体 制をつ くる | 団体間の連携推進 | 市民との協働をより推進するた めに、市内で活動する団体が参加 する意見交換会等を開催して、団 体間の連携を図ります。 | 緑政課 |
| | | 学校との連携推進 | 環境教育の一環として行政と学校 および児童・生徒との協働による グリーンカーテンや除草活動等の みどりづくり活動の推進を図りま す。 | 学校教育課 |
| | | リーダー等の育成 | 市民の活動推進の核となるリーダ ーやコーディネーターの育成を図 ります。 | 緑政課 |
| | | 各種奨励金、助成金制度の 見直し | 各種奨励金や助成金制度について は、その活用度合いや重要度に応 じて、必要性の高いものについて 優先的に予算が配分されるよう、 適時に見直しを図ります。 | 緑政課 |
| | | 顕彰制度の検討 | 市内で活動する団体の活動内容を 多くの市民に周知し、市民活動の 社会的意義や重要性に対する理解 を深めることや団体のやりがい につながる取り組みとして、顕彰 制度の創設を検討します。 | 緑政課 |

| 基本方針 | みどりづくり施策 | 関連する取り組み | 取り組み内容 | 所管課 |
|--------|--------------------|-----------------------|---|--------------|
| 市民との協働 | (2) 条例等を整備・活用する | 景観計画・景観条例の活用と連携 | 本市の良好な景観を守り育てていく逗子市景観条例、景観計画および景観ガイドライン等を活用し、特に民有地の緑化推進を中心に、本計画との連携の強化を図ります。 | まちづくり 景観課 |
| | | まちづくり条例等の推進 | 逗子市まちづくり条例にもとづき自然環境の適切な保全や緑化の推進を図ります。 | まちづくり 景観課 |
| | | 良好な都市環境をつくる条例の推進 | 逗子市の良好な都市環境をつくる条例等の運用により、開発の抑制を効果的に図りながら、自然環境の保全を図ります。 | まちづくり 景観課 |
| | (3) PRを充実する | ホームページの活用 | ホームページの内容充実を図り、市の緑化施策や市民の緑化活動、先進事例の紹介等みどりづくりの情報発信・情報共有を手軽で有効に実現できる媒体として、積極的に活用を図ります。 | 緑政課 |
| | | 景観まちづくりと連携したみどりづくりの推進 | みどり豊かなまちなみ景観づくりの取り組みの一環として、「まちなみデザイン逗子のPRを実施するとともに、ガーデニング講習会等の共同開催などを検討し、景観まちづくり施策と連携による効果的なみどりのまちづくりを推進します。 | まちづくり 景観課 |
| | | 市民参加によるみどりの調査の推進 | アダプト団体との連携により、公園・緑地の施設の現状把握を行います。 また、市民参加による動植物の調査について、環境省のいきものログの活用等、簡易に市民が参加できる手法について普及啓発を図り、身近な動植物を含めた情報の蓄積を図ります。 | 緑政課 |

| 基本方針 | みどりづくり施策 | 関連する取り組み | 取り組み内容 | 所管課 |
|--------|----------------|----------------------|--|-----------------------|
| 市民との協働 | (3) PRを充実する | 市民参加による自然観察や体験の機会の創出 | NPO等との連携を図り、多くの市民が気軽に参加できるみどりの観察会を定期的実施することを検討し、市内の動植物や植生等を観察しながらみどりの保全に対する市民の理解を深めていきます。市は、市内にハイキングコースや自然の回廊を指定するとともに、森・水辺・磯等を活用し、市民が自然観察や体験のできる機会や取り組みを今後とも、継続的に支援します。 | 緑政課 環境都市課 経済観光課 |
| | (4) 基金を活用する | マッチングギフト等の推進 | 寄付金と同額を市の予算から積み立てるマッチングギフト制度を継続的に推進し、同制度の活用による基金の充実を図ります。 | 緑政課 |
| | | 基金の積み立て推進 | 積み立て予算の確保を図るとともに、まちづくり条例にもとづく環境保全協力費を積み立てに活用します。また、市内の施設・コンビニへの募金箱の設置、イベント時の募金、ふるさと納税での寄付メニュー追加等を図るとともに、みどり基金に対する募金や寄付を促進するPRを実施し、基金の積み立ての推進を図ります。 | 緑政課 |